# 十和田市

# 『路外駐車場設置(変更)の届出』の手引き

平成 27 年 1 月

令和2年4月(一部修正)

十和田市 建設部 都市整備建築課

# 目 次

路外駐車場設置(変更)の届出とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
路外駐車場の構造及び設備の主な基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
特定路外駐車場の構造及び設備の主な技術基準(路外駐車場移動等円滑化基準)・・	19
自動車の出口及び入口を設けることができない道路等の部分・	23
駐車場法・バリアフリー新法の罰則規定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
駐車場法施行規則抜粋	39
道路交通法抜粋 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	42
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律抜粋 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令抜粋 ・・・・・・・・	46
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則抜粋 ・・・・・・・	51
移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める	
省令抜粋	51
<b>美</b> 式>	
各外駐車場設置(変更)届出書(別記様式(第 2 条関係))・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項に基づく、	
寺定路外駐車場設置(変更)届出書(第2号様式(第7条第1項関係))・・・・・・・	56
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書	
こ基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面(第3号様式(第7条	
育2項関係))・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
主車施設等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
各外駐車場管理規程届出書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	59
各外駐車場管理規程一部変更届出書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
各外駐車場休止届出書 ····································	61
各外駐車場再開届出書 ····································	62
8外駐車場再開届出書 ······ 8外駐車場廃止届出書 ····································	
	63
各外駐車場廃止届出書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63 64
8外駐車場廃止届出書 ······ 国土交通大臣認定に係る申請様式 ······ 8外駐車場国土交通大臣認定申請書 ····································	63 64 65
8外駐車場廃止届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63 64 65 66
8外駐車場廃止届出書 ······ 国土交通大臣認定に係る申請様式 ······ 8外駐車場国土交通大臣認定申請書 ····································	63 64 65 66 67
8外駐車場廃止届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63 64 65 66 67
	駐車場法施行令抜粋  駐車場法施行規則抜粋 特殊装置を用いる路外駐車場について 道路交通法抜粋 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律抜粋 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令抜粋 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則抜粋 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める 省令抜粋  様 式> 8外駐車場設置(変更)届出書(別記様式(第2条関係)) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項に基づく、持定路外駐車場設置(変更)届出書(第2号様式(第7条第1項関係)) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書 基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面(第3号様式(第7条 第2項関係)) 建車施設等の概要 8外駐車場管理規程届出書 8外駐車場管理規程一部変更届出書

#### 1. 路外駐車場設置(変更)の届出とは

#### (1) 路外駐車場

道路上以外に設置される自動車(大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含む。以下同じ。)の駐車場で、不特定多数の人が利用できる一般公共用の駐車場をいいます。

〔駐車場法(以下「法」という。)第2条〕

したがって、一般的な時間貸し駐車場だけでなく、駐車スペース(駐車マス)を固定 しない定期(月極)駐車場や商業施設や病院等の無料駐車場も該当しますが、次のよう な駐車場は、利用者が限定あるいは特定される駐車場ですので、一般公共用の駐車場で はありません。

- ① 番号やプレート等で契約者の駐車スペースを固定した定期(月極)契約のみを扱う 駐車場
- ② 建築物に附置され、その建築物の関係者など特定の人以外は利用できない駐車場
- (2) 構造及び設備について一定の技術的基準に適合しなければならない路外駐車場とは 駐車スペース(駐車マス)の面積の合計が500㎡以上の路外駐車場を設置する場合は、 駐車場法施行令その他の法令に定める構造、設備の技術基準に適合しなければなりませ ん。〔法第11条〕

駐車スペースの面積の合計とは、自動車を駐車し、格納する部分の面積の合計であり、 車路や自動車用エレベーター等の部分は除外しますが、構造上車路と駐車スペースの区 分が判然としない場合は合算します。

特殊装置(エレベーター式等の機械式)を用いる駐車場は、各パレット(台車)の面積に台数を掛けた面積としますが、算定しにくい場合は、普通自動車(大型車)用 15 ㎡、小型自動車(中小型車)用 12 ㎡とみなして算定します。

(3) 移動等円滑化のために必要な構造及び設備に関する基準に適合しなければならない 路外駐車場とは

駐車スペース(駐車マス)の面積の合計が500 ㎡以上の路外駐車場であり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの(いずれの場合も建築物である駐車場、建築物又はその敷地に設けられる駐車場を除く。以下「特定路外駐車場」という。)を設置する場合、または既設の駐車場を変更した結果、特定路外駐車場にあてはまることとなる場合は、<u>国土交通省令で定める構造、設備の技術基準(路外駐車場移動等円滑化基準)に適合しなければなりません。</u>[高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー新法」という。)第11条]

#### (4) 路外駐車場設置 (変更) の届出:路外駐車場届出判断フロー参照 (P6)

十和田市の都市計画区域においては、次の3条件の全てにあてはまる駐車場を設置する場合、または既設の駐車場を変更した結果、次の3条件の全てにあてはまることとなる場合は、駐車場法で規定しているように、**あらかじめ十和田市長に届け出る必要があります。** 

また、既に届け出てある事項を変更しようとする場合も、届出が必要です。 [法第 12 条] 都市計画区域外であっても、次の3条件の全てにあてはまる駐車場を設置する場合、バリアフリー新法に基づく特定路外駐車場の届出が必要になります。

#### [3条件]

- ① 一般公共の誰でも駐車できる駐車場である。
- ② 駐車マス面積の合計が500㎡以上である。
- ③ 利用者から駐車料金を徴収する。

#### (5) 駐車場管理規程(変更)の届出

路外駐車場設置の届出が必要な場合は、路外駐車場運営の基本となる管理規程を定めて、管理規程についても供用開始後10日以内に十和田市長に届け出る必要があります。 また、既に届け出てある管理規程を変更しようとする場合も、届出が必要です。 [法第13条]

#### (6) **届出の事務手続**:届出事務手続きの流れ参照(P7)

- ① 届出に必要な書類については、原則として**着工前に**あらかじめ十和田市建設部都市 整備建築課都市政策・空き家対策係に事前打合せをしてください。
- ② 事前打ち合わせの後、届出に必要な書類を<u>正**副**2</u>部作成して、十和田市建設部都市 整備建築課都市政策・空き家対策係へ提出してください。
- ③ 届出受理から受理通知書通知までの事務処理日数は約10日です。路外駐車場設置届の届出時期は工事着手前、また、路外駐車場管理規程届の届出時期は供用開始後10日以内であり、届出時にこれらの期間を見ておいてください。
- ④ 現地駐車場の立会検査の日程を十和田市建設部都市整備建築課都市政策・空き家対 策係と打合せして決めてください。
- ⑤ 検査の結果に基づき、収受印を押印した届出書(副) 1 部を返却します。ただし、 検査の結果、是正が必要な場合はその措置が講じられるまで返却できないことがあり ます。
- ⑥ 既に届け出てある事項を変更しようとする場合も、同様の手続きをしてください。

#### [新設の際必要とする書類]

ア. 路外駐車場設置届出書:記載例参照 (P10)

添付図面等は、別表-1 (P8) を参照

イ. 路外駐車場管理規程届出書:管理規程は、駐車場管理規程を参照 (P25)

添付書類は、別表-1 (P8) を参照

[届出後の内容変更により必要となる書類]

ウ. 路外駐車場変更届出書:施設の増改築、駐車台数の変更等

添付図面等は、別表-2 (P9) を参照

#### (変更事項について、赤字で記入し、添付図面等は変更事項に係るもののみを添付)

エ. 路外駐車場管理規程変更届出書:駐車料金、営業時間、管理法人等を変更する場合 添付書類は、別表-2 (P9) を参照

#### (変更事項について、変更前を黒字、変更後を赤字で併記。変更後の管理規程を添付)

- 才. 路外駐車場休止(再開、廃止)届出書:添付書類は、別表-3 (P9) を参照
- ※ バリアフリー新法に該当する場合は、特定路外駐車場ただし書きに基づく設置届出書 を添付すること。添付書類は、別表-1 (P8) を参照

#### (7) 駐車場法施行令第7条第2項に規定する国土交通大臣の認定

駐車スペース (駐車マス) の面積の合計が 500 ㎡以上の路外駐車場の出入口を交差点の側端又はそこから 5 m以内の道路の部分、トンネル、橋に設けることは原則できません。

やむを得ず設ける場合は、国土交通大臣の認定が必要となります。[令第7条] 該当する場合は、まず十和田市建設部都市整備建築課都市政策・空き家対策係にご相 談ください。

交通管理者(窓口:十和田警察署)及び道路管理者(窓口:青森河川国道事務所十和 田国道維持出張所、上北地域県民局地域整備部道路施設課、十和田市建設部土木課)の 見解を確認した後、国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課へ事前協議及び 認定申請をして頂くことになります。

ただし、<u>国土交通大臣の認定を受けるためには、やむを得ず設ける理由、道路交通の</u> 円滑かつ安全な交通の確保に支障がないとする根拠を数字的な根拠等で明確に説明する 必要があり、手続きには相当な期間を要する場合もありますので、ご留意の上、早めに ご相談ください。

国土交通大臣の認定を受けた後、認定の写しを路外駐車場設置届出書に添付して届出ください。

#### (8) 路外駐車場の駐車スペース (駐車マス) 等の設計にあたって

駐車スペース(駐車マス)の大きさは、自動車の大きさに、前後左右のクリアランス (空間)を加えた大きさとし、通常車体と柱、壁、隣の車体との間隔は、30 cm程度、ドアーの開閉には60~80 cm程度を必要とします。

現在使用されている国産乗用車等と運転未熟者を考慮して、次表を参考に設計してください。

乗 用 車 (幅 1.7m以下×長さ 4.7m以下の場合)	(幅) (奥行) 2.3m以上 × 5.0m以上
自 動 二 輪 車 (国土交通省・標準駐車場条例による)	1.0m以上 × 2.3m以上
車いす使用者用駐車スペース ※(特定路外駐車場は1 台分以上必要)	3.5m以上 × ———

※ 特定路外駐車場については、幅が3.5m以上の車いす使用者用駐車スペースを1台分以 上設ける等の国土交通省令で定める構造、設備の技術基準(路外駐車場移動等円滑化基 準)に適合させる必要があります。 「バリアフリー新法第11条」(基準の詳細は省令(P40 を参照)

駐車スペースの勾配は、法令で特に定められていませんが、自動二輪車は駐車時の安定性が比較的低く、傾斜地に駐車する場合、勾配の程度によっては安定性が失われ、転倒する恐れ等がありますので、自動二輪車の駐車スペースの勾配については、2%以下とすることが望まれます。

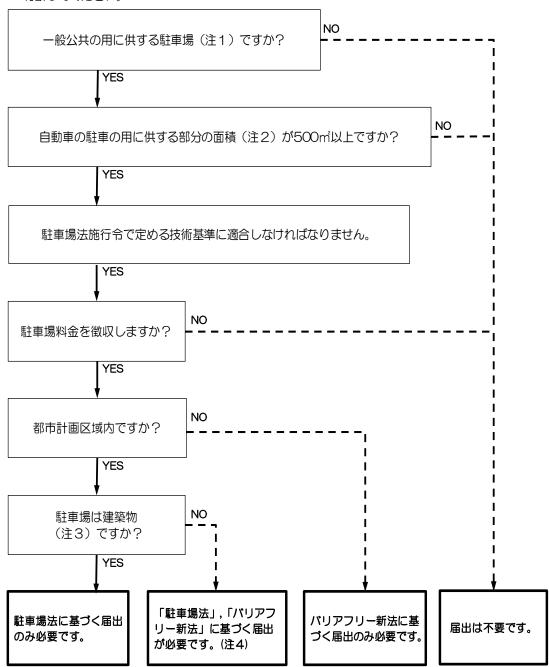
また、自動二輪車の乗員は、料金所での精算のためにハンドルから手を離す必要がありますが、傾斜部に設けられている料金所では、足ブレーキ等がない一部の車種の場合、車体を保持できず、転倒する恐れ等がありますので、自動二輪車の料金所は平坦な場所に設けることが望まれます。

### (9) 路外駐車場を設置するために関係のある主な法令【参考】

基本法令	・駐車場法 ・駐車場法施行令 ・駐車場法施行規則
建築物である駐車場	・建築基準法 ・建築基準法施行令 ・青森県建築基準法施行条例 ・青森県建築基準法施行細則 ・消防法 等
その他	<ul> <li>・道路法</li> <li>・道路交通法</li> <li>・大規模小売店舗立地法</li> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律</li> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令</li> <li>・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則</li> <li>・移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令</li> <li>・青森県屋外広告物条例</li> <li>・青森県屋外広告物条例施行規則</li> </ul>

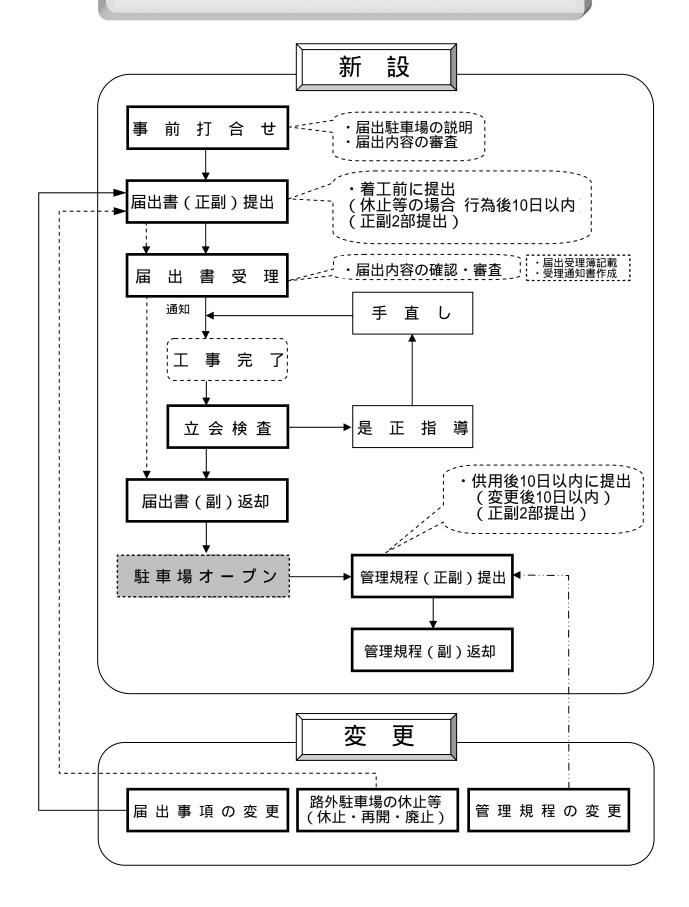
## 路外駐車場届出判断フロー

「駐車場法」、「バリアフリー新法」に基づく路外駐車場の届出基準は、以下のフローにより 判断してください。



- 注1 一般公共の用に供する駐車場とは、時間貸し駐車場など、不特定多数が駐車できる施設です。 病院やショッピングセンターの駐車場なども該当します。月極駐車場や従業員駐車場は対象外です。
- 注2 駐車の用に供する部分とは、駐車マスだけを指します。車路等のスペースは面積に入りません。
- 注3 建築物である駐車場及び建築物に付属する駐車場、道路付属物である駐車場、公園施設である駐車場。
- 注4 バリアフリー新法の届出は駐車場法の届出に添付することができます。

# 届出事務手続の流れ



## 2. 届出に必要な書類

## (1) 駐車場法の届出に必要な書類一覧

(別表-1)

		必要書類	建築物の場合	建築物以外の場合
	路外駐車場設置(変更)届 (変更の場合は、変更事項		2部	2部
	特定路外駐車場ただし書に	基づく設置届出書(第3号様式)		2
	駐車施設等の概要(第6号	様式)	2	2
	位置図(縮尺 1 /10,000 以	上)	2	2
設置届出関係	平面図(縮尺 1 / 2 0 0 以 ・駐車場の区域(一般 以外の用に供される ・出入口、車路(幅員 設(事務所、料金所 周辺道路等の状況( の他政令に定められ なお、周辺道路等の 表示しても可。(住宅 ・路外駐車場車いす使 フリー新法関連)(類 ・路外駐車場移動等円 連)(建築物の場合に	2	2	
	各階平面図(縮尺1/20		2	
	立面図(縮尺1/200以_	上)[2面以上]	2	
	   断面図(縮尺1/200以_	上)[2面以上]	2	
	   屈曲部、傾斜部等の詳細区	(縮尺1/200以上)	2	
	建築確認済書の写し(建築	物に附置する届出駐車場)	2	
		大臣認定書の写し	2	
	機械式駐車施設の場合	仕様図または全体組立図	2	
	場内看板図(供用時間、駐	車料金等の看板)	2	2
	路外駐車場の届出図書チェ	ックシート[1](第 13 号様式)	2	2
	路外駐車場の届出図書チェックシート [2] (第 14 号様式)		2	
	※建築物の場合のみ	۷		
	特定路外駐車場の届出につ	いて(第 15 号様式)		2
	路外駐車場管理規程届出書	(第4号様式)	2	2
管	建築検査済証の写し	2		
管理規程	定期 (月極) 駐車契約書 (定期契約部分がある場合)		2	2
程	業務(管理)委託契約書(	2	2	
	駐車場法に基づく管理規程	2	2	
その他	※所轄警察署との協議記録 日時、協議先、担当者 を簡潔に記載したもの。	、内容、その後の対応状況等	2	2

#### (2)変更届出に必要な書類一覧

(提出部数はそれぞれ正副2部ずつ必要)

(別表-2)

変更の内容	路外駐車場 設置変更届	管 理 規 程 一部変更届	添付書類等
管理者の変更(名称変更含む) ※代表者のみの変更については不要	0	0	
管理者の住所等の変更	_	0	
駐車場の名称の変更	0	0	
駐車場の位置の変更 (町名地番変更によるもの)	0	Δ	管理規程に所在を掲載している 場合は管理規程一部変更届も必 要です。
規模 構造 設備	0	I	変更事項に係る図面及び指示されたもの
附帯業務の変更	0	0	
従業員の数の変更	0	ı	
駐車料金の変更	_	0	
供用時間 供用契約 省令で定められた事項	_	0	定期(月極)契約変更の場合は 契約書写し

- ・設置届は駐車場法第12条、管理規程届は駐車場法第13条の規定に基づきます。
- ・必要書類は添付資料を含め2部提出してください。

#### (3) 休止等の届出に必要な書類一覧

(提出部数はそれぞれ正副2部ずつ必要)

(別表-3)

	**	
駐車場の休止	路外駐車場休止届	休止後 10 日以内に提出
駐車場の再開	路外駐車場再開届	再開後 10 日以内に提出
駐車場の廃止	路外駐車場廃止届	廃止後 10 日以内に提出

#### 記 載 例 路外駐車場設置 (変更) 届出書 年 月 日 十和田市長 殿 駐車場管理者の氏名又は名称及び住所 埼玉県○○市○○町○○丁目○○番地 ○○○○○○○株式会社 代表者 〇 〇 〇 〇 電話(000)000-0000 駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。 名 1 駐 重 場 0 称 00000パーキング 車 場 $\mathcal{O}$ ○○市○○町○○丁目○○番地 2 駐 位 1,215.98 平方メートル 駐車場の区域の面積 $\Box$ 駐車場の用に供する 部分の面積 2,056.34 平方メートル (A+B+C+D)3 ・般公共の用に 四輪車 (注) 1,320.00 平方メートル 駐車の用に供する部分、車路、料金 供する部分 専用 (駐車台数 82台) 徴収施設、操車場所、乗降場その他 特定自動二輪 平方メートル 駐車のため必要な施設の総面積を記 (駐車台数 車専用 台) 載する。 平方メートル 四輪車及び特 四輪車 大型自動二輪車及び普通自動二輪車 規 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 台 駐車の用に供する 小計 1,320,00 平方メートル 建築物である部分 部分の面積 (A) 115.00 平方メートル 四輪車専用 (駐車台数 8台) 特定自動二輪 平方メートル 月極契約等により特定の利 車専用 (駐車台数 台) 用者の駐車の用に供する部 それ以外の部分 平方メートル 分の面積を記載する。 四輪車 四輪車及び特 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 台 115.00 平方メートル 小計 模 車路等の面積(B) 120.36 平方メートル 一般公共の用に 四輪車専用 平方メートル 台) 供する部分 (駐車台数 65.00 平方メートル 特定自動二輪 駐車場の用に供する部分のう 車専用 (駐車台数 13台) ち、駐車の用に供する部分を除 62.50 平方メートル いた部分の面積を記載する。 四輪車 四輪車及び特 定自動二輪車 駐車台数 5台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 5台 建築物でない部分駐車の用に供する 小計 127.50 平方メートル 部分の面積(C) それ以外の部分 62.50 平方メートル 四輪車専用 (駐車台数 5台) 15.00 平方メートル 特定自動二輪 車専用 (駐車台数 3台) 25.00 平方メートル 四輪車 四輪車及び特 駐車場の用に供する部分のう 定自動二輪車 駐車台数 2台 ち、駐車の用に供する部分を除 併用 特定自動二輪車 いた部分の面積を記載する。 駐車台数 6台 102.50 平方メートル 小計 270.98 平方メートル 車路等の面積 (D) (裏面につづく)

(表面からつづく)

					(表面から~	つづく)
	駐車の用に供する部分	の面積の合計	一般公共の用に	四輪車専用	1320.00平方/	
	(A+C)		供する部分	,,,,,	(駐車台数	82台)
				特定自動二輪	65.00平方/	
3				車専用	(駐車台数	13台)
				m +A + 7 7 84+	62.50 平方 / 四輪車	ヘトル
規				四輪車及び特 定自動二輪車		5台
乃九				佐日勤一輪草   併用	特定自動二輪車	
				D1714	駐車台数	5台
				小計	1447.50平方/	
			それ以外の部分		177.50平方/	
模				四輪車専用	(駐車台数	13台)
	建築物の階数、建築面	<del></del>		特定自動二輪	15.00 平方 メ	ベートル
	の種別(木造、耐火構			車専用	(駐車台数	3台)
	及び避難階段の数を記				25.00平方/	ベートル
	なお、大建築物の一部			四輪車及び特		
	駐車場にあってはその	旨を記載す		定自動二輪車		2台
				併用	特定自動二輪車	
				.1 =11	駐車台数	6台
		地上10階・地下3	<u>┃</u> 陛建 (うち駐車t	小計 製け地下3陛~	217.50 平方 / 地下 1 陛部分)	ヘトル
		建築面積:1,368.56				: 1
構-造	ロ 建築物でない部分		., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., .			
ᄺ	2 足来物でない 即力	<u> </u>				
	イ a 特殊の装置の有無 特	有(垂直循環方式、)	方向転換装置(名	ターンテーブル	) )	
	殊 b 特殊の装置に係る	認定の番号	特殊駐車装置認	定第〇〇〇号、	第○○○号	
	の駐車場法施行令第一					
	装 15条の規定による 置 認定の概要	特殊の装置の名称等	0000000	○○○(製造者	育:00000㈱	(∮)
備	直					
	ロ それ以外の設備	換気装置、警報装置、	、消化装置、放进	送装置、自動料	金精算機	
6 1	6 附帯業務のための施設 無 <b></b>					
υΙ	門市未物のための心取	T 耒 傍 り た め り 旭 故   悪				
7	従 業 員 概 数	8人		外駐車場の業務		
8 ′	供用開始(予定)日	○○年○○月○		なう業務がある 要を記載する。	場合に施設	
(3)4	<del>-</del>		1943			
(注			<b>4</b> - <b>1</b> - 1 - 1 - 1 - 1	* ) #1	. 40	
道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。						

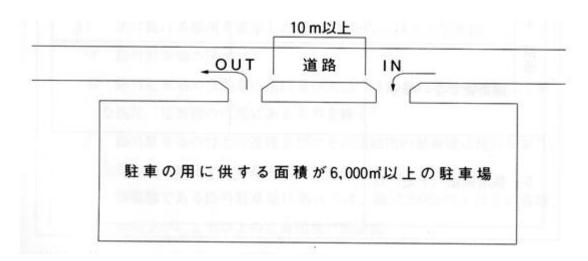
#### 記入上の注意事項

- ・「駐車場の区域の面積」は、当該駐車場の範囲の垂直投影面積を記入してください。 ・「駐車場の用に供する部分の面積」は、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、 乗降場その他の駐車の場のため必要な施設の**総面積**を記入してください。 ・「駐車の用に供する部分の面積」は、**車路を除いた駐車マスの面積**を記入してください。
- ・「車路等の面積」は、総面積から「**駐車の用に供する部分の面積」を除いた面積**を記入してください。 ・「四輪車及び特定自動二輪車併用」の駐車台数は、四輪車及び特定自動二輪車の各々に
- 換算した駐車台数を記入してください。
- ・月極契約等の特定の人のみが駐車する部分については、「それ以外の部分」に記入してください。
- ・添付図面等を添えて、正副2部提出してください。

※記入に当たっては、届出書の備考欄も参考にしてください。

#### 3. 路外駐車場の構造及び設備の主な基準

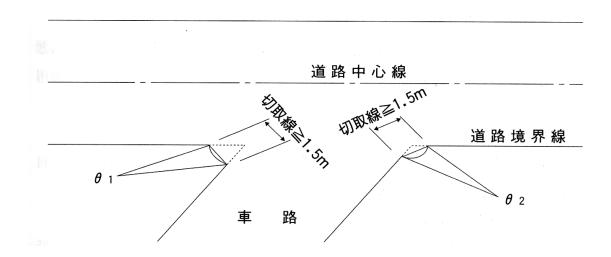
#### ○入口と出口の離隔



自動車の駐車の用に供する部分の面積が 6,000 ㎡以上の場合は、入出庫が多くなるため、出入口を分離し、かつ 10m以上の間隔をとることにより道路交通の安全と円滑化を確保するものとしています。

※ ただし、自動車の出入口が設置される道路が中央分離帯によって、物理的に往復の方向別に分離されている場合は、出口と入口との間隔を10m未満とすることも可能です。

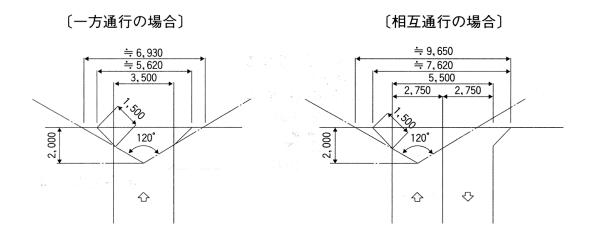
#### ○出入口の隅切り



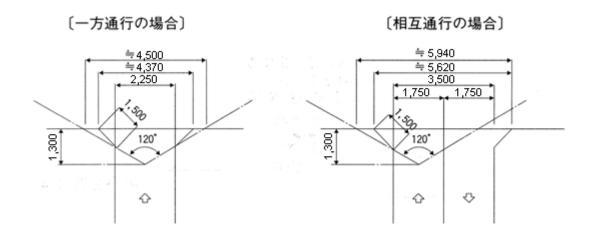
自動車の出口又は入口において自動車の回転を容易にするために必要があるときは、隅切りが義務付けられています。この場合において、切取線と車路と角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは1.5m以上としなければなりません。

また、車路は、前面道路に直角に設置することが望ましいとされています。

#### ○出口の視距等



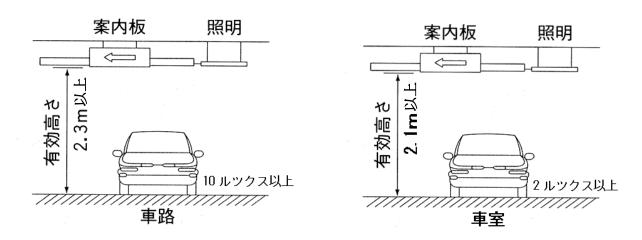
#### (自動二輪車専用駐車場)



駐車場の出口付近では出庫車両の動線と道路を歩いている人との動線がクロスするため、十分な安全性を確保する必要があります。このため、自動車の出口付近の構造は、当該出口から2 m (1.3 m) 後退した自動車の車路の中心線上1.4 mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60 度以上の範囲内において、当該道路を通行する人を確認できるように視距を確保しなければなりません。一方通行にあっては、約6.9 m (4.5 m)、相互通行にあっては約9.7 m (5.9 m) の見開きが必要です。

#### 【注:()は自動二輪車専用駐車場の場合】

#### ○はり下の高さ・床面の照度 (建築物の場合)



車路はスロープ部による自動車の傾き、あるいは走行中のバウンド等を考慮し、はり下の必要寸法を駐車の用に供する部分の 2.1mより 0.2mの余裕を加えて 2.3mとする必要がある。なお、はり下の高さとは建築設備も含む有効高さであることに注意する必要があります。

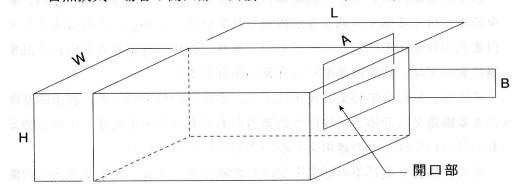
また、避難上最小限の明るさを確保するために車路の路面は10ルックス以上、自動車の駐車の用に供する部分の床面は2ルックス以上の照度を保つための照明装置を設ける必要があります。

#### ○換気装置(建築物の場合)

換気能力は下記の値以上とする必要がある。

機械換気の場合:必要換気量 V≥10×H×W×L

自然換気の場合:開口部の面積 A×B≥ (W×L) /10

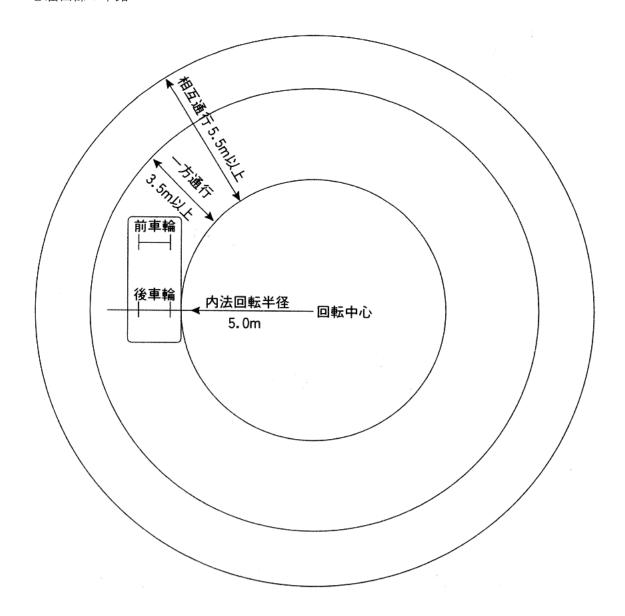


建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければなりません。(機械換気)

ただし、窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の 10 分の 1 以上であるものについては、この限りではない。(自然換気)

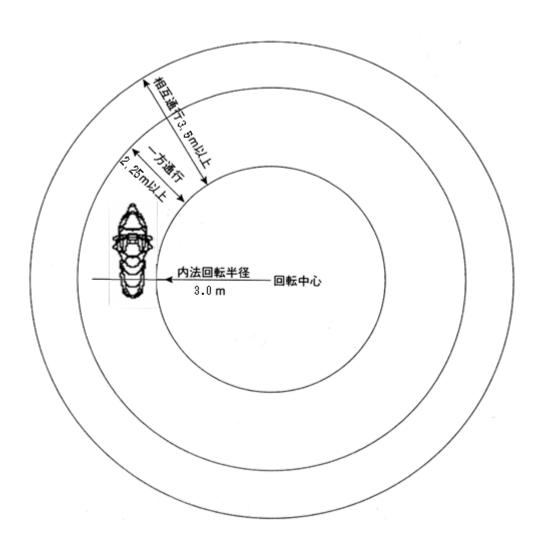
※ 対象面積については車室及び車路等も含む。

## ○屈曲部の車路



#### ○屈曲部の車路

#### (自動二輪車専用駐車場)



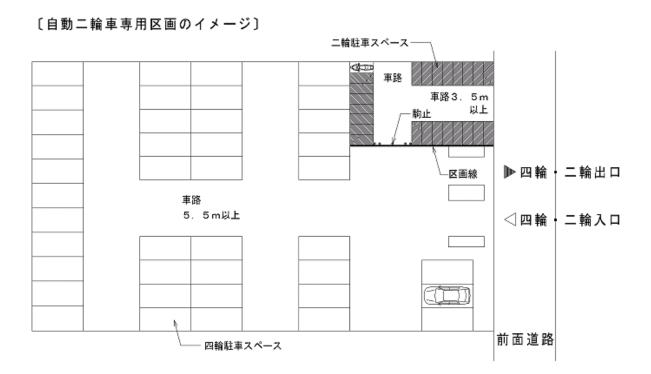
自動車の車路の幅員は、5.5 m(3.5 m)以上としなければなりません。ただし、一方通行の車路にあっては、3.5 m(2.25 m)以上とすることができます。

路外駐車場は不特定多数の者が利用するため、車路の設計に際しては自動車が安全に走行できるものとすることが求められています。幅員  $5.5 \,\mathrm{m}$  ( $3.5 \,\mathrm{m}$ ) が安全に相互通行できる最小値であり、一方通行時における  $3.5 \,\mathrm{m}$  ( $2.25 \,\mathrm{m}$ ) は走行車両に対して歩行者の待避し得る最小であるということを考慮して設計しなければなりません。

建築物の場合、屈曲部 (ターンテーブルが設けられているものを除く。) は、自動車が 5.0m (3.0m) 以上の内のり半径で回転できる構造でなければなりません。

内のり回転半径とは、後輪の車軸延長線上に回転中心を置き、その回転中心から半径  $5.0 \,\mathrm{m}$  ( $3.0 \,\mathrm{m}$ ) 以上の軌跡をいいます。一方通行であればさらにその外側に  $3.5 \,\mathrm{m}$  ( $2.25 \,\mathrm{m}$ ) 以上、相互通行であれば  $5.5 \,\mathrm{m}$  ( $3.5 \,\mathrm{m}$ ) 以上を加えた同心円が有効幅員として見なされることに留意してください。

【注:()は自動二輪車専用駐車場の場合】



#### 4. 特定路外駐車場の構造及び設備の主な技術基準(路外駐車場移動等円滑化基準)

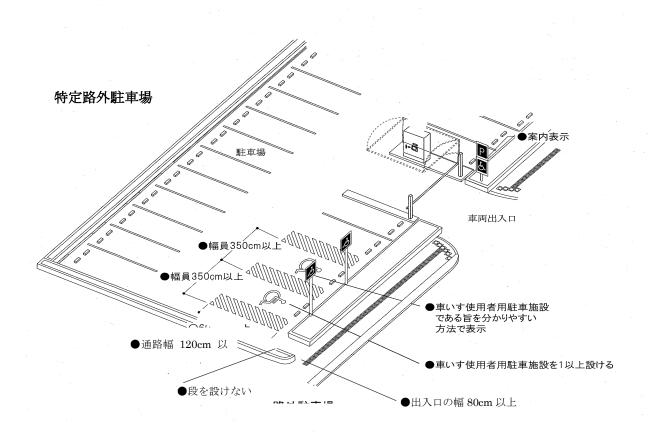
特定路外駐車場については、**いわゆる「青空駐車場」であっても、国土交通省令で定める構造、設備 の技術基準に適合させる必要があります。**[バリアフリー新法第 11 条]

既存駐車場の変更(例:月極枠を減らし、時間貸し枠を増やす等)により路外駐車場の届出が必要となる場合でも、緩和規定がありませんので、基準への適合については特にご注意ください。

#### [路外駐車場移動等円滑化基準] (詳細は省令を参照)

- ① 幅員が350 cm以上である車いす使用者用駐車スペースを1台分以上設けること。
- ② 車いす使用者用駐車スペースであることの表示をすること。
- ③ 車いす使用者用駐車スペースの位置は、そこから道、公園、広場その他の空地までを結ぶ 1つ以上の経路(移動等円滑化経路)の長さをできるだけ短くなるように設けること。
- ④ 移動等円滑化経路上には傾斜路を併設する場合を除き、段を設けないこと。
- ⑤ 移動等円滑化経路上の出入口の幅は80 cm以上、通路の幅は120 cm以上とし、通路は50m以内ごとに車いすの転回スペースを設けること。
- ⑥ 移動等円滑化経路の段に代わり、又は段に併設する傾斜路は、次に掲げるものであること。 イ 段に代わるものの幅は 120 cm以上、段に併設するものの幅は 90 cm以上とすること。
  - ロ 勾配は段の高さが 16 cmを超える場合は 1/12 以下とし、段の高さが 16 cm以下の場合は 1/8 以下とすること。
  - ハ 勾配が 1/20 を超え、段の高さが 75 cmを超える場合は、段の高さ 75 cm以内ごとに踏幅 が 150 cm以上の踊場を設けること。
- ニ 勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分、又は高さが 16 cmを超え、勾配が 1/20 を超える (類似がよる) エナル エナル オール・ステル
- ※ 床面積が 2,000 ㎡以上である建築物である駐車場又は床面積が 2,000 ㎡以上である建築物の敷地に 設ける駐車場は、政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準(建築物移動等円滑化基準) に適合させなければならない場合があります。[バリアフリー新法第 14 条]

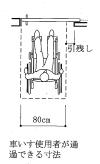
#### (1) 特定路外駐車場の構造

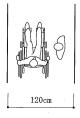


- ① 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設を1以上設けなければならない。(幅が350 cm以上のもの)
- ② 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路の長さができるけ短くなる位置に設けること。
- ③ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
- ④ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(路外駐車場移動等円滑化経路)にしなければならない。
- ⑤ 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。

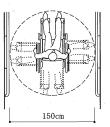
#### (2) 通路・経路

#### 車いすの動作寸法





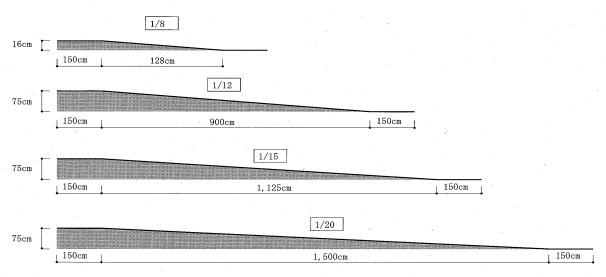
車いす使用者と横 向きの人がすれ違 える寸法



車いす使用者が回転で きる通路寸法

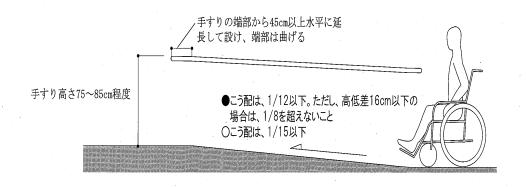
- ① 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80 cm以上とすること。
- ② 通路幅は、120 cm以上とすること。
- ③ 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

#### (3) 傾斜路



傾斜路のこう配

高さ75cm以内ごとに踊場を設ける。



- ① 幅は、段に代わるものにあっては 120 cm以上、段に併設するものにあっては 90 cm以上とすること。
- ② 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16 cm以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。
- ③ 高さが 75 cmを超えるもの(勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。)にあっては、高さ 75 cm以内ごとに踏幅が 150 cm以上の踊場を設けること。
- ④ 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 cmを超え、かつ、勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

#### (4) 特殊の装置

① 予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、省令2条、3条の規定による構造又は設備と同等以上の能力があると認める場合においては適用しない。

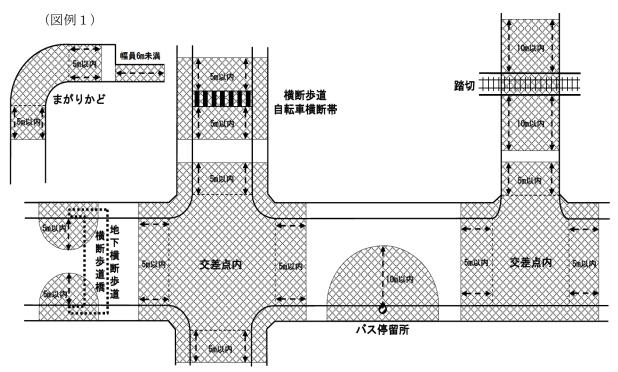
#### 5. 自動車の出口及び入口を設けることができない道路等の部分

駐車スペース (駐車マス) の面積が 500 ㎡以上の路外駐車場を設置する場合、駐車場法施行令第7条 の規定により、次に掲げる道路又はその部分については、自動車の出口及び入口を設けることができません。

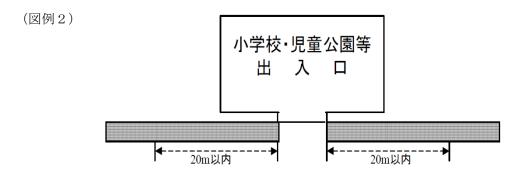
#### (1) 道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分

- 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル
- 二 交差点の側端又は道路のまがりかどから 5 メートル以内の部分
- 三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- 四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分
- 五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留所を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10 メートル以内の部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。)
- 六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分

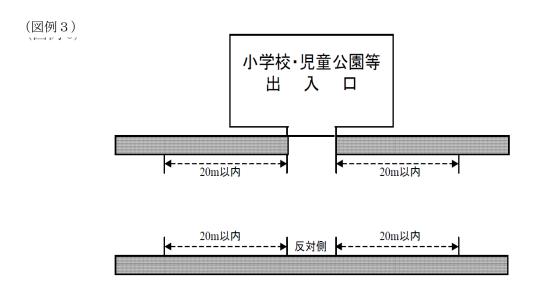
#### (2) 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5メートル以内の道路の部分



(3) 幼稚園、小学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20メートル以内の部分



なお、出入口に接した歩道にさくの設けられていない道路及び当該出入口に接する歩道がなく、かつ、車線がさく等工作物により往復の方向別に分離されていない道路の場合にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 20 メートル以内の部分



- (4) 橋、トンネル、幅員が6メートル未満の道路、縦断勾配が10パーセントを超える道路
- (5) 但し、交差点の側端又はそこから5 メートル以内の道路の部分、トンネル、橋(これら以外の(1) ~(4) に該当するものを除く。) については、道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと国土 交通大臣が認めたものに限り設置できる。(施行令第7条第2項関係)
- ※ 具体的にいかなる場合に「道路の円滑かつ安全な交通に支障がない」と認められるかは、現地の交通状況や交差点形状に応じて、関係する道路管理者、青森県公安員会との協議又は意見聴取 を経て個別具体的に判断されることとなります。

なお、この国土交通大臣の認定手続きは、東北地方整備局に委任されています。

#### 6. 駐車場管理規定

次ページ以下32 ページまでは、駐車場管理規程の一例ですので、個々の実状に応じて、加除して定めてください。

ただし、駐車場法第13条、第15条、第16条、同法施行令第16条並びに同法施行規則第2条及び第3条の規定を満たしたものとしてください。

なお、駐車場に車両を放置し、特に連絡もなく車輌を引き取らない、いわゆる長期滞留車問題の対処のためにも、その取り扱い含めた駐車場事業者と駐車場利用者の契約関係を管理規程で明確にしておくことが必要です。

## <管理規程に定めるべき事項>

- 1. 路外駐車場の名称
- 2. 路外駐車場管理者の氏名及び住所 (法人にあってはその名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)
- 3. 路外駐車場の供用時間に関する事項 休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻
- 4. 駐車料金に関する事項

駐車料金の額は上限額をもって定めねばならない。

また、額の基準は

- (1) 適正な原価を償い、適正な利潤を含む額をこえないこと。
- (2) 利用する者に対し不当な差別的取扱いとなる額でないこと。
- (3) 利用する者の負担能力をこえるおそれのない額であること。
- 5. 路外駐車場の供用契約に関する事項

路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むも のでなければならない。

- 6. その他
  - (1) 路外駐車場の構造上駐車することの出来ない自動車
  - (2) 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要
- 7. 管理規程の変更

管理規程に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に届出なければならない。

#### 駐車場管理規程 (例)

#### 1 名称及び所在地

名 称:○○駐車場

所在地:十和田市○○○番町○番○号

#### 2 駐車場管理者

名 称:○○駐車場㈱

代表者:代表取締役社長 〇〇 〇〇

所在地:○○県○○市○○○番町○番○号

電 話:0000(00)0000

第1章 総則(第1条~第6条)

第2章 利用 (第7条~第13条)

第3章 駐車料金及び算定等(第14条~第17条)

第4章 引取りのない車両の措置(第18条~第21条)

第5章 保管責任及び損害賠償(第22条~第26条)

第6章 雑則 (第27条)

#### 第1章 総則

(通則)

第1条 本駐車場(以下「駐車場」という。)の利用に関する事項は、この規程による。

#### (契約の成立)

第2条 駐車場利用者(以下「利用者」という。)は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。 (営業時間)

第3条 駐車場の営業時間は、毎日午前○時から午後○時までとする。

#### (時間制利用の利用期間)

第4条 駐車場の1回の利用(定期駐車券による利用を除く。)は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむを得ない場合には、駐車場管理者(以下「管理者」という。)の判断によりこれを延長することができる。

#### (営業休止等)

- 第5条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止 及び車両の退避(以下「営業休止等」という。)を行うことができる。
  - (1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
  - (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
  - (3) 工事、清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合

#### (駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両(自動二輪車を含む。以下同じ。)は、積載物又は取付物を含めて長さ○.○m、幅○.○m、高さ○.○m及び重量○tを超えないものに限る。

#### 第2章 利用

#### (駐車場の入出等)

- 第7条 車両が入庫するときは、入口管理事務所において駐車券の交付を受け、係員の指示する駐車位置に 入庫するものとする。
- 2 車両が出庫するときは、出口管理事務所において係員に駐車券を返納し、駐車料金を納付し、出庫する ものとする。
- 3 定期駐車券による利用者(以下「定期駐車券利用者」という。)は、定期駐車券の確認を受けた後入出庫 するものとする。
- 4 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

#### (駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることが出来る。

#### (駐車場内の通行)

- 第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 徐行すること。
  - (2) 追い越しをしないこと。
  - (3) 自動二輪車の立ち乗りをしないこと。
  - (4) 出庫する車両の通行を優先すること。
  - (5) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
  - (6) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

#### (遵守事項)

- 第10条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。
  - (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火器を使用しないこと。
  - (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること。
  - (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
  - (4) 運転者は控室において飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
  - (5) 場内において宿泊しないこと。
  - (6) 車両を洗浄し、修理する場合は所定の場所において行うこと。
  - (7) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに係員に届け出ること。
  - (8) 軽自動車以外は、軽自動車用駐車位置に駐車しないこと。
  - (9) 自動二輪車は、自動二輪車用駐車位置に駐車すること。
  - (10) 車いす使用者等の係員が認めた車両以外は、車いす使用者用駐車位置に駐車しないこと。
  - (11) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗 難防止に努めること。
  - (12) 場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
  - (13) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

#### (入庫拒否)

- 第11条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を 退居させることができる。
  - (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり、汚すおそれがあるとき。
  - (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり、取り付けているとき。
  - (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
  - (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁を出したり、こぼすおそれがあるとき。

(5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

#### (出庫拒否)

- 第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。
  - (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき。
  - (2) 利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券を提示しないとき。

#### (事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な 措置を講ずることができる。

#### 第3章 駐車料金及び算定等

#### (時間制駐車料金)

第14条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
普通時間	駐車時間 30 分 (30 分未満は 30 分に切り上げる)
午前〇時から午後〇時まで	につき 金 〇〇〇円
夜間時間	駐車時間60分(60分未満は60分に切り上げる)
午後〇時から翌日の午前〇時まで	につき 金 〇〇〇円

(消費税を含む)

#### (時間制駐車料金における駐車時間)

- 第15条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間(この条において「駐車時間」という。)は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出庫の時刻までの時間とする。この場合駐車時間内での洗車、修理、駐車位置の変更等のための車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。
- 2 駐車時間が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる部分については、入庫時の単位駐車料金で 計算する。

#### (定期駐車券及び定期駐車料金)

第16条 定期駐車券を発行する場合には、利用者は管理者との間においてあらかじめ定期駐車契約を締結するものとする。ただし、定期駐車券の発行数については、駐車場の利用状況に応じて決定する。

#### (1) 料金

種 類	有 効 時 間	通用期間	料金
全日定期駐車券	午前○時から午後○時まで		00,000円
昼間定期駐車券	午前〇時から午後〇時まで	1ヶ月	00,000円
夜間定期駐車券	午後〇時から翌日午前〇時まで		00,000円

(消費税を含む)

- (2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期駐車契約で定めるもののほか、以下に定めるところによる。
  - ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
  - ② 駐車場が満車であるときは、定期駐車券利用者に対して駐車を断ることがある。この場合、定期 駐車料金の割戻しはしない。
  - ③ 利用者は毎月15日までに翌月分の駐車料金を管理者に持参するか、その指定人に支払わなければならない。

- ④ 定期駐車による利用者がその有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第14条の規定による。
- ⑤ 月の途中契約の場合は、その月の駐車料金は日割り計算とし、その月の分を前納する。また、月の途中解約の場合は、日割り計算した残額から所定の手数料を控除した額を返金する。ただし、第 5条の規定に基づき営業休止をしたため、定期駐車券利用者が駐車することができない場合には、 当該手数料は控除せずに返金する。
- ⑥ 定期駐車券利用者は、定期駐車契約において記載した車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。また、定期駐車券利用者が定期駐車契約において記載した車両を変更しようとする場合は、所定の変更届を事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。
- ⑦ 定期駐車券利用者が、駐車場内で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合は、管理者は、定期駐車契約を解除することができる。

#### (不正利用者に対する割増金)

- 第17条 時間制利用者(定期駐車券利用者以外の利用者をいう。以下同じ。)が所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。
- 2 定期駐車券利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収 し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る時間制駐車料金の2倍相当額の割増金を収受する。
  - (1) 定期駐車契約において記載した車両以外の車両の駐車について定期駐車券を利用した場合
  - (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
  - (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

#### 第4章 引き取りのない車両の措置

#### (引取りの請求)

- 第 18 条 時間制利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券利用者が定期駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。
- 2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
- 3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを 拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
- 4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

#### (車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、 車両(車内を含む。)を調査することができる。

#### (車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

#### (車両の処分)

第21条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管

理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

#### 第5章 保管責任及び損害賠償

#### (保管責任)

第22条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで(定期駐車券による利用にあっては、定期駐車券を確認して車両を入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで)、車両の保管責任を負う。

#### (利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、車両保管にあたり、第25条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかったことを証明する場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

#### (車両の積載物又は取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、 賠償の責を負わない。

#### (免責事由)

- 第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。
  - (1) 自然災害その他不可抗力による事故
  - (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
  - (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
  - (4) 第5条の規定による営業停止等の措置
  - (5) 第13条の規定による措置
- 第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の 損傷を請求するものとする。

#### 第6章 雑則

#### (この規程に定めのない事項)

第27条 この規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。

#### 7. 供用時間等の明示

届出が必要な路外駐車場には、<u>駐車場利用者の見やすい場所に駐車場の供用時間や駐車料金を明示しなけ</u>ればなりません。〔令第 17 条〕

管理規程を有効なものとし、無用なトラブルを避けるためにも、駐車場内への掲出や駐車券への印刷により駐車場利用者に管理規程を明示しておくことが望まれます。

また、駐車場の入口等には自動二輪車の駐車の可否や駐車できる自動車の大きさ等について駐車場利用者に分かりやすいように明示してください。

ただし、「外車お断り」等の正当な理由のない入庫拒否や、管理者側の責任をすべて否定するような「駐車場内での事故、盗難等については一切の責任を負わない。」という表現は、駐車場法にも抵触するため適切ではありません。〔法第 15 条、第 16 条〕

その他、<u>車いす使用者用駐車スペースには、その旨を見やすい場所に明示しなければなりません。</u>〔バリアフリー新法第 11 条等〕

車いす者使用用駐車スペースが、健常者により不正利用されることのないよう努めてください。

#### 8. 駐車場法・バリアフリー新法の罰則規定等

路外駐車場の設置につきましては、駐車場法や同法施行令、バリアフリー新法等により一定の構造及び設備に関する基準や届出手続き等が規定されており、設置者がこれらに<u>違反した場合は、是正命令、供用停止</u>命令及び罰金刑が科せられる場合があります。

路外駐車場の設置等にあたっては、法令に違反することのないように十分注意してください。

#### 9. 駐車場法(昭和32年法律第106号)抜粋

#### 第一章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、都市における自動車の駐車のための施設の整備に関し必要な事項を定めることにより、 道路交通の円滑化を図り、もつて公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的とする。

#### (用語の定義)

- 第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 路上駐車場 駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限つて設置される自動車の駐車のための 施設であつて一般公共の用に供されるものをいう。
  - 二 路外駐車場 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であつて一般公共の用に供される ものをいう。
  - 三 道路 道路法(昭和27年法律第180号)による道路をいう。
  - 四 自動車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。
  - 五 駐車 道路交通法第2条第1項第18号に規定する駐車をいう。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第2条の2 国及び地方公共団体は、自動車の駐車のための施設の需要に応じ、自動車の駐車のための施設 の総合的かつ計画的な整備の推進が図られるよう努めなければならない。

#### 第二章 駐車場整備地区

#### (駐車場整備地区)

- 第3条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の商業地域(以下「商業地域」という。)、同号の近隣商業地域(以下「近隣商業地域」という。)、同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域、同号の準工業地域(同号の第一種住居地域、同号の第二種住居地域、同号の準住居地域又は同号の準工業地域にあつては、同項第2号の特別用途地区で政令で定めるものの区域内に限る。)内において自動車交通が著しくふくそうする地区又は当該地区の周辺の地域内において自動車交通が著しくふくそうする地区で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保する必要があると認められる区域については、都市計画に駐車場整備地区を定めることができる。
- 2 駐車場整備地区に関する都市計画を定め、又はこれに同意しようとする場合においては、あらかじめ、 都道府県知事にあつては都道府県公安委員会の、国土交通大臣にあつては国家公安委員会の意見を聴かな ければならない。

#### (駐車場整備計画)

- 第4条 駐車場整備地区に関する都市計画が定められた場合においては、市町村は、その駐車場整備地区における路上駐車場及び路外駐車場の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、その地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画(以下「駐車場整備計画」という。)を定めなければならない。
- 2 駐車場整備計画においては、次に掲げる事項のうち必要な事項を定めるものとする。
  - 一 路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針
  - 二 路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量
  - 三 前号の目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策
  - 四 地方公共団体の設置する路上駐車場で駐車場整備地区内にある路外駐車場によつては満たされない自

動車の駐車需要に応ずるため必要なものの配置及び規模並びに設置主体

- 五 主要な路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要
- 3 市町村は、駐車場整備計画を定めようとする場合においては、前項第4号に掲げる事項について、あらかじめ、都道府県と協議するとともに関係のある道路管理者(道路法第18条第1項に規定する道路管理者(同法第88条第2項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路にあつては、国土交通大臣)をいう。以下同じ。)及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 市町村は、駐車場整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、第2項第4号に掲げる事項について関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会に通知しなければならない。
- 5 前2項の規定は、駐車場整備計画の変更について準用する。

#### (地方公共団体の責務)

第4条の2 地方公共団体は、駐車場整備計画の達成のため、路上駐車場及び路外駐車場の整備に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第四章 路外駐車場

#### (駐車場整備地区内の路外駐車場の整備)

- 第10条 国土交通大臣、都道府県又は市町村は、駐車場整備地区に関する都市計画を定めた場合においては、 その地区内の長時間の自動車の駐車需要に応ずるために必要な路外駐車場に関する都市計画を定めなけれ ばならない。
- 2 地方公共団体は、前項の都市計画に基いて、路外駐車場の整備に努めなければならない。

#### (構造及び設備の基準)

第11条 路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものの構造及び 設備は、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの 法令の規定によるほか、政令で定める技術的基準によらなければならない。

#### (設置の届出)

第12条 都市計画法第4条第2項の都市計画区域(以下「都市計画区域」という。)内において、前条の路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収するものを設置する者(以下「路外駐車場管理者」という。)は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を都道府県知事(市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)に届け出なければならない。届け出てある事項を変更しようとするときも、また同様とする。

#### (管理規程)

- 第13条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の供用を開始しようとするときは、あらかじめその業務の運営の 基本となるべき管理規程を定め、これを当該路外駐車場の供用開始後10日以内に都道府県知事等に届け出 なければならない。
- 2 前項の管理規程には、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。
  - 一 路外駐車場の名称
  - 二 路外駐車場管理者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表 者の氏名及び住所)
  - 三 路外駐車場の供用時間に関する事項
  - 四 駐車料金に関する事項
  - 五 前号に掲げるもののほか、路外駐車場の供用契約に関する事項
  - 六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項
- 3 前項第4号の駐車料金の額の基準は、政令で定める。

4 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた事項を変更したときは、10 日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。

#### (休止等の届出)

第 14 条 路外駐車場管理者は、路外駐車場の全部又は一部の供用を休止し、又は廃止したときは、10 日以内に、都道府県知事等に届け出なければならない。現に休止している路外駐車場の全部又は一部の供用を再開したときも、また同様とする。

#### (路外駐車場管理者の責務)

- 第15条 路外駐車場管理者は、管理規程に定めた路外駐車場の供用時間内においては、正当な理由のない限り、その路外駐車場の供用を拒んではならない。
- 2 路外駐車場管理者は、管理規程に従つて路外駐車場に関する業務を運営するとともに、建築基準法第 8 条の規定によるほか、その路外駐車場の構造及び設備を第 11 条の規定に基く政令で定める技術的基準に適合するように維持しなければならない。
- 第 16 条 路外駐車場管理者は、その路外駐車場に駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかつたことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免かれることはできない。

#### (助成措置)

- 第 17 条 都市計画において定められた路外駐車場の用に供するため、道路の地下又は都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 2 条第 1 項の都市公園の地下の占用の許可の申請があつた場合においては、当該占用がそれぞれ道路法第 33 条第 1 項又は都市公園法第 7 条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、道路管理者又は都市公園法第 5 条第 1 項の公園管理者は、それぞれこれらの法律による占用の許可を与えるものとする。
- 2 国は、都市計画において定められた路外駐車場を設置する地方公共団体その他の者に対し、その設置に 必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

#### (立入檢查等)

- 第18条 都道府県知事等は、この法律を施行するため必要な限度において、路外駐車場管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は部下の職員をして路外駐車場若しくはその業務に関係のある場所に立ち入り、路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### (是正命令)

第19条 都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第11条の規定に基く政令で定める技術的基準に 適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認 めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができ る。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく 危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止す べきことを命ずることができる。

#### 第五章 建築物における駐車施設の附置及び管理

#### (建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)

第20条 地方公共団体は、駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内において、延べ面積が 2,000 平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物に ついて増築をし、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、そ の建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設(以下「駐車施設」という。)を設けなけれ ばならない旨を定めることができる。劇場、百貨店、事務所その他の自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの(以下「特定用途」という。)に供する部分のある建築物で特定用途に供する部分(以下「特定部分」という。)の延べ面積が当該駐車場整備地区内又は商業地域内若しくは近隣商業地域内の道路及び自動車交通の状況を勘案して条例で定める規模以上のものを新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対しては、当該新築又は増築後の当該建築物の延べ面積が2,000平方メートル未満である場合においても、同様とする。

- 2 地方公共団体は、駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域の周辺の都市計画区域内の地域(以下「周辺地域」という。)内で条例で定める地区内、又は周辺地域、駐車場整備地区並びに商業地域及び近隣商業地域以外の都市計画区域内の地域であつて自動車交通の状況が周辺地域に準ずる地域内若しくは自動車交通がふくそうすることが予想される地域内で条例で定める地区内において、特定部分の延べ面積が2,000平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が当該規模以上の建築物について特定用途に係る増築をし、又は建築物の特定部分の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。
- 3 前2項の延べ面積の算定については、同一敷地内の2以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを一の建築物とみなす。

#### (建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

- 第20条の2 地方公共団体は、前条第1項の地区若しくは地域内又は同条第2項の地区内において、建築物の部分の用途の変更(以下「用途変更」という。)で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が一定規模(同条第1項の地区又は地域内のものにあつては特定用途について同項に規定する条例で定める規模、同条第2項の地区内のものにあつては同項に規定する条例で定める規模をいう。以下同じ。)以上となるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替(建築基準法第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。以下同じ。)をしようとする者又は特定部分の延べ面積が一定規模以上の建築物の用途変更で、当該用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。
- 2 前条第3項の規定は、前項の延べ面積の算定について準用する。

#### (駐車施設の管理)

第20条の3 地方公共団体は、第20条第1項若しくは第2項又は前条第1項の規定に基づく条例で定める ところにより設けられた駐車施設の所有者又は管理者に対し、条例で当該駐車施設をその設置の目的に適 合するように管理しなければならない旨を定めることができる。

#### 第六章 雑則

#### (権限の委任)

第20条の4 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

#### 第七章 罰則

- 第21条 第19条の規定による都道府県知事等の命令に従わなかつた者は、100万円以下の罰金に処する。 第22条 第12条、第13条第1項若しくは第4項又は第14条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に 処する。
- 第23条 第18条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を 拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は 財産に関し、前3条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各 本条の刑を科する。

#### 10. 駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)抜粋

### 第2章 路外駐車場 第1節 構造及び設備の基準

#### (適用の範囲)

第6条 この節の規定は、路外駐車場で自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものに適用する。

#### (自動車の出口及び入口に関する技術的基準)

- 第7条 法第11条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口(路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路(道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。)の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)及び入口(路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。)に関するものは、次のとおりとする。
  - 一 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。
    - イ 道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分
    - ロ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から5メートル以内の道路の部分
    - ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒 障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20 メートル以内の部分(当該出入 口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又 はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつ ては、当該出入口の反対側及びその左右 20 メートル以内の部分を含む。)
    - 二 橋
    - ホ 幅員が6メートル未満の道路
    - へ 縦断勾配が10パーセントを超える道路
  - 二 路外駐車場の前面道路が2以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。
  - 三 自動車の駐車の用に供する部分の面積が 6,000 平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて 10 メートル以上とすること。
  - 四 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、すみ切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路とのなす角度及び切取線と道路とのなす角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5メートル以上とすること。
  - 五 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又は口に掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、 当該イ又は口に定める距離後退した自動車の車路の中心線上 1.4 メートルの高さにおいて、道路の中心 線に直角に向かつて左右にそれぞれ 60 度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認で きるようにすること。

- イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。)の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分(特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。) 1.3 メートル
- ロ その他の路外駐車場又はその部分 2メートル
- 2 前項第1号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分(当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。)に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。
  - 一 前項第1号イに掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの
    - イ 交差点の側端又はそこから5メートル以内の道路の部分
    - ロトンネル
    - 二橋
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を 同項第1号イに掲げる道路の部分に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会 と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければ ならない。
- 4 第1項第2号から第5号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口(出口付近を含む。)又は入口については、適用しない。

#### (車路に関する技術的基準)

- 第8条 法第11条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。
  - 一 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。
  - 二 自動車の車路の幅員は、イからハまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イから ハまでに定める幅員とすること。
    - イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、 歩行者の通行の用に供しない部分 2.75メートル(前条第1項第5号イに掲げる路外駐車場又はその 部分(以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。)の特定自動二輪車の車路又はその部分 にあつては、1.75メートル)以上
    - ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分(イに掲げる車路の部分を除く。) 3.5 メートル(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、2.25 メートル)以上
    - ハ その他の自動車の車路又はその部分 5.5 メートル (自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、3.5 メートル)以上
  - 三 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。) である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。
    - イ はり下の高さは、2.3メートル以上であること。
    - ロ 屈曲部 (ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。) は、自動車を 5 メートル以上の 内法半径で回転させることができる構造 (自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪 車を 3 メートル以上の内法半径で回転させることができる構造) であること。
    - ハ 傾斜部の縦断勾配は、17パーセントを超えないこと。
    - ニ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

#### (駐車の用に供する部分の高さ)

第9条 建築物である路外駐車場の自動車の駐車の用に供する部分のはり下の高さは、2.1 メートル以上でなければならない。

#### (避難階段)

第10条 建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるときは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。

#### (防火区画)

第 11 条 建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造(建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造をいう。)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備をいう。)によつて区画しなければならない。

#### (換気装置)

第12条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない。

#### (照明装置)

- 第13条 建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。
  - 一 自動車の車路の路面 10 ルツクス以上
  - 二 自動車の駐車の用に供する部分の床面 2ルツクス以上

#### (警報装置)

第14条 建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置 を設けなければならない。

#### (特殊の装置)

第15条 この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその 装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。 第2節 駐車料金等

#### (駐車料金の額の基準)

- 第16条 法第13条第3項の駐車料金の額の基準は、次のとおりとする。
  - 一 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。
  - 二 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。
  - 三 自動車を駐車させる者の負担能力にかんがみ、その利用を困難にするおそれのない額であること。

#### (供用時間等の明示)

第 17 条 法第 12 条に規定する路外駐車場管理者は、路外駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、 路外駐車場の供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

#### 11. 駐車場法施行規則(平成12年運輸省/建設省令第12号)抜粋

#### (路外駐車場に関する届出書及び添付図面)

- 第1条 法第12条の規定による届出は、別記様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。
  - 一 路外駐車場の位置を表示した縮尺1万分の1以上の地形図
  - 二 次に掲げる事項を表示した縮尺 200 分の1以上の平面図

- イ 路外駐車場の区域
- ロ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設(建築物の内部にあるもの を除く。)
- ハ 路外駐車場の附近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令(以下「令」という。)第7条第1項に 規定する道路の部分及び橋
- 三 建築物である路外駐車場にあっては、縮尺 200 分の 1 以上の各階平面図並びに 2 面以上の立面図及び 断面図

#### (路外駐車場に関する管理規程)

- 第2条 法第13条第2項第3号の路外駐車場の供用時間に関する事項は、休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻について定めなければならない。
- 2 法第 13 条第 2 項第 4 号の駐車料金に関する事項のうち駐車料金の額は、確定額をもって定めなければならない。
- 3 法第13条第2項第5号の路外駐車場の供用契約に関する事項は、路外駐車場に駐車する自動車の滅失又 は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない。
- 第3条 法第13条第2項第6号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
  - 一 路外駐車場の構造上駐車することができない自動車
  - 二 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

#### (特殊装置認定の基準)

- 第4条 国土交通大臣は、令第15条に規定する特殊の装置(以下「特殊装置」という。)であって、構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能(以下「安全機能」という。)について国土交通大臣が定める基準に適合しているものを、同条の規定に基づき、令第2章第1節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めるものとする。
- 2 前項の場合において、特殊装置が、その安全機能について認証を受けたものであるときは、当該特殊装置については、前項の国土交通大臣が定める基準のうち安全機能に係る部分に適合しているものとみなす。 (認証)
- 第5条 前条第2項の認証(以下単に「認証」という。)は、第7条から第9条までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録認証機関」という。)が行うものとする。
- 2 認証を申請しようとする者(以下「認証申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を登録 認証機関に提出しなければならない。
  - 一 認証申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 申請に係る特殊装置の名称及び型式
  - 三 その他登録認証機関が必要と認める事項

#### (認証の更新)

- 第6条 認証は、5年以上10年以内において登録認証機関が定める期間(以下「有効期間」という。)ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前条第2項の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

#### (登録)

- 第7条 第5条第1項の登録(以下単に「登録」という。)は、認証の実施に関する事務(以下「認証事務」 という。)を行おうとする者の申請により行う。
- 2 登録を受けようとする者(以下この条において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
  - 一 登録申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 認証事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

- 三 認証事務を開始しようとする年月日
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - 一 個人である場合においては、次に掲げる書類
    - イ 住民票の抄本又はこれに代わる書面
    - ロ 登録申請者の略歴を記載した書類
  - 二 法人である場合においては、次に掲げる書類
    - イ 定款及び登記事項証明書
    - ロ 申請に係る意思の決定を証する書類
    - ハ 役員の氏名及び略歴を記載した書類
  - 三 登録申請者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
  - 四 登録申請者の行う認証が第9条第1項各号に掲げる登録要件に適合していることを証する書類
  - 五 その他参考となる事項を記載した書類

#### (欠格条項)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
  - 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - 二 第18条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - 三 法人であって、認証事務を行う役員のうちに前2号のいずれかに該当する者があるもの

#### (登録要件等)

- 第9条 国土交通大臣は、第七条の規定により登録を申請した者の行う認証が、次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。
  - 一 次のいずれかに該当する者が、認証の申請に係る特殊装置の安全機能を確認するための審査を行うも のであること。
    - イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において機械工学若しくは電気工学に属する科目の教授、准教授、助教若しくは講師の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は機械工学若しくは電気工学に属する科目に関する研究により修士の学位を授与された者
    - ロ 国又は地方公共団体の職員又は職員であった者で、特殊装置の安全機能に関する専門的知識を有する者
    - ハ 機械に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験のある者で、 かつ、これらの分野について専門的知識を有する者
    - ニ イからハまでに掲げる者と同等以上の能力を有する者
  - 二 前号の審査の結果に基づき、次のいずれかに該当する者三名以上によって構成される合議制の機関の 議を経て、認証するかどうかを決定するものであること。
    - イ 学校教育法による大学において機械工学若しくは電気工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は機械工学若しくは電気工学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
    - ロ 前号ロ又はハに該当する者
    - ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有する者
- 2 登録は、登録認証機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
  - 一 登録年月日及び登録番号
  - 二 登録認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び認証事務を行う役員の 氏名
  - 三 認証事務を行う事務所の名称及び所在地

#### 四 認証事務を開始する年月日

#### (権限の委任)

- 第22条 法及び令に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。
  - 一 法第4条第3項の規定により意見を述べ、及び同条第4項の規定による通知を受理すること。
  - 二 令第7条第2項の規定により認定をし、並びに同条第3項の規定により道路管理者及び都道府県公安 委員会と協議し、並びに道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴くこと。
  - 三 令第15条の規定により認定をすること。

#### 12. 特殊装置を用いる路外駐車場について

#### ① 国土交通大臣の認定

特殊装置は、駐車場法施行令第15条の規定により、国土交通大臣の認定を受けた装置を用いることが必要です。

#### ② 特殊装置の前面空地

駐車場法施行令第 15 条の認定基準 (昭和 43 年 10 月 16 日建設省都再発第 53 号通達抜すい) に基づいて 次のような**空地を設けなければなりません。** 

令第8条(車路)関係(二段方式を除く)

a 特殊装置を用いて駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上の路外駐車場を設置する場合には、本条第1項に規定する「円滑かつ安全に走行する車路」として特殊装置と道路の間に、当該特殊装置に収容可能な自動車2台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる車路に相当する空地を設けるものとする。ただし、通り抜けのように特殊装置の出口と入口とが分離された構造の場合には、入口側にのみ、当該装置に収容可能な自動車1台分に相当する空地を設けることで足りる。

#### ③ その他

特殊装置に係るその他の技術的基準については、上記の通達に基づきますが、駐車場法施行規則(第 4 条第 1 項関係)の安全基準等への適合要求にも留意してください。

#### 13. 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 抜粋

### 第三章 車両及び路面電車の交通方法 第九節 停車及び駐車

#### (停車及び駐車を禁止する場所)

- 第44条 車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路 の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合 のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系 統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車 するときは、この限りでない。
  - 一 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

- 二 交差点の側端又は道路のまがりかどから5メートル以内の部分
- 三 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- 四 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ 前後に10メートル以内の部分
- 五 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10 メートル以内の部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。)
- 六 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10メートル以内の部分

#### 14. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年第 91 号) 抜粋

#### 第一章 総則

#### (定義)

- 第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものそ の他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。
  - 二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。
  - 三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等 をいう。
  - 十 路外駐車場管理者等 駐車場法 (昭和 32 年法律第 106 号) 第 12 条に規定する路外駐車場管理者又は 都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 4 条第 2 項の都市計画区域外において特定路外駐車場を設置す るものをいう。
  - 十一 特定路外駐車場 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場(道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場、都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第2項に規定する公園施設(以下「公園施設」という。)、建築物又は建築物特定施設であるものを除く。)であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう。
  - 十四 建築主等 建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
  - 十五 建築物 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第1号に規定する建築物をいう。
  - 十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、 老人ホームその他の多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建 築物特定施設を含むものとする。
  - 十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化基準が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。
  - 十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築 物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。
  - 十九 建築 建築物を新築し、増築し、又は改築することをいう。
  - 二十 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、 その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第97条の2第1 項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築 物については、都道府県知事とする。

#### 第二章 基本方針等

#### (施設設置管理者等の責務)

第6条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、 又は管理するものは、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### 第三章 移動円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置

#### (路外駐車場管理者等の基準適合義務等)

- 第11条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、当該特定路外駐車場(以下この条において「新設特定路外駐車場」という。)を、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する主務省令で定める基準(以下「路外駐車場移動等円滑基準」という。)に適合させなければならない。
- 2 路外駐車場管理者等は、その管理する新設特定路外駐車場を路外駐車場移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、 障害者等が特定路外駐車場を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める 場合においては、路外駐車場移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 路外駐車場管理者等は、その管理する特定路外駐車場(新設特定路外駐車場を除く。)を路外駐車場移動 等円滑化基準(前項の条例で付加した事項を含む。第53条第2項において同じ。)に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (特定路外駐車場に係る基準適合命令等)

- 第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。
- 3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

- 第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(次項において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動等円滑化基準」という。)に適合させなければならない。
- 2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第1項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。
- 4 前3項の規定は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定とみなす。
- 5 建築主等(第1項から第3項までの規定が適用される者を除く。)は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物(同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。)を建築物移動等円滑化基準(同項の条例で付加した事項を含む。第17条第3項第1号を除き、以下同じ。)に

適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (特別特定建築物に係る基準適合命令等)

- 第15条 所管行政庁は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、建築 主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 所管行政庁は、前条第5項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特別特定建築物の設計及び施工に係る事項その他の 移動等円滑化に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

#### (特定建築物の建築主等の努力義務等)

- 第16条 建築主等は、特定建築物(特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。)の建築(用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第1項において同じ。)をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 所管行政庁は、特定建築物について前2項に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等に対し、建築物移動等円滑化基準を勘案して、特定建築物又はその建築物特定施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

#### 第六章 雜則

#### (報告及び立入検査)

第53条 (省略)

- 2 知事等は、この法律の施行に必要な限度において、路外駐車場管理者等に対し、特定路外駐車場の路外 駐車場移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定路外駐車場若し くはその業務に関係のある場所に立ち入り、特定路外駐車場の施設若しくは業務に関し検査させ、若しく は関係者に質問させることができる。
- 3 所管行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、建築主等に対し、 特定建築物の建築物移動等円滑化基準への適合に関する事項に関し報告をさせ、又はその職員に、特定建 築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは 関係者に質問させることができる。

#### (主務大臣等)

第54条 (省略)

3 この法律における主務省令は、国土交通省令とする。(省略)

#### 第七章 罰則

- 第59条 第9条第3項、第12条第3項又は第15条第1項の規定による命令に違反した者は、300万円以下の罰金に処する。
- 第61条 第12条第1項又は第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処する。
- 第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
  - 二 第 53 条第 3 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第63条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
  - 一 第53条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 第64条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人若しくは人の業務

に関し、第59条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても 各本条の刑を科する。

### 15. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号) 抜粋

#### (特定建築物)

- 第4条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「法」という。)第2条第16号の政令で定める建築物は、次に掲げるもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)第3条第1項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。)とする。
  - 一 学校
  - 二 病院又は診療所
  - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
  - 四 集会場又は公会堂
  - 五. 展示場
  - 六 卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - 七 ホテル又は旅館
  - 八 事務所
  - 九 共同住宅、寄宿舎又は下宿
  - 十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - 十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - 十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
  - 十三 博物館、美術館又は図書館
  - 十四 公衆浴場
  - 十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - 十六 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
  - 十八 工場
  - 十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - 二十 自動車の停留又は駐車のための施設
  - 二十一 公衆便所
  - 二十二 公共用歩廊

#### (特別特定建築物)

- 第5条 法第2条第17号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。
  - 一 特別支援学校
  - 二 病院又は診療所
  - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
  - 四 集会場又は公会堂
  - 五 展示場

- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
- 十 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 十一 体育館 (一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場 (一般公共の用に供されるものに限る。)、ボーリング場又は遊技場
- 十二 博物館、美術館又は図書館
- 十三 公衆浴場
- 十四 飲食店
- 十五 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十七 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
- 十八 公衆便所
- 十九 公共用歩廊

#### (建築物特定施設)

- 第6条 法第2条第18号の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。
  - 一 出入口
  - 二 廊下その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)
  - 三 階段(その踊場を含む。以下同じ。)
  - 四 傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)
  - 五 エレベーターその他の昇降機
  - 六 便所
  - 七 ホテル又は旅館の客室
  - 八 敷地内の通路
  - 九 駐車場
  - 十 その他国土交通省令で定める施設

#### (基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第9条 法第14条第1項の政令で定める規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積)の合計 2,000 平方メートル (第5条第 18号に掲げる公衆便所にあっては、50平方メートル)とする。

#### (建築物移動等円滑化基準)

第 10 条 法第 14 条第 1 項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、次条から第 23 条までに定めるところによる。

#### (廊下等)

第11条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 階段又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に近接する廊下等の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと

により容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がない ものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

#### (階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路)

第13条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路(階段に代わり、 又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。
- 二 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 三 その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。
- 四 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分(不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

#### (敷地内の通路)

第16条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- 二 段がある部分は、次に掲げるものであること。
- イ手すりを設けること。
- ロ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとすること。
- ハ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 三 傾斜路は、次に掲げるものであること。
- イ 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超え、かつ、勾配が 20 分の 1 を超える傾斜が ある部分には、手すりを設けること。
- ロ その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとすること。

#### (駐車場)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、 そのうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車いす使用者用駐車施設」 という。)を1以上設けなければならない。

- 2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 幅は、350 センチメートル以上とすること。
- 二 次条第1項第3号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

#### (移動等円滑化経路)

第18条 次に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める経路のうち1以上(省略)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下この条において「移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。

- 三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居 室までの経路
- 2 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

- 二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、80 センチメートル以上とすること。
- ロ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造と し、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第 11 条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、120 センチメートル以上とすること。
- ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造と し、かつ、その前後に高低差がないこと。
- 四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、第 13 条の規定によるほか、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、階段に代わるものにあっては 120 センチメートル以上、階段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。
- ロ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。
- ハ 高さが 75 センチメートルを超えるものにあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 セン チメートル以上の踊場を設けること。
- 五 当該移動等円滑化経路を構成するエレベーター(次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。) 及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。
- イ かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。)は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
- ロ かご及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。
- ハ かごの奥行きは、135 センチメートル以上とすること。
- ニ 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150 センチメートル以上とすること。
- ホ かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
- へ かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- ト乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物(床面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物に限る。)の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、イからハまで、ホ及びへに定めるもののほか、次に掲げるものであること。
- (1) かごの幅は、140 センチメートル以上とすること。
- (2) かごは、車いすの転回に支障がない構造とすること。
- リ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及び乗降ロビーにあっては、イからチまでに定めるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。
- (1) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (2) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
- (3) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- 六 当該移動等円滑化経路を構成する国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。
- 七 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、第16条の規定によるほか、次に掲げるものであるこ

と。

- イ 幅は、120センチメートル以上とすること。
- ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- ハ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造と し、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ニ 傾斜路は、次に掲げるものであること。
- (1) 幅は、段に代わるものにあっては 120 センチメートル以上、段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。
- (2) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。
- (3) 高さが 75 センチメートルを超えるもの (勾配が 20 分の1を超えるものに限る。) にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。
- 3 第1項第1号に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第7号の規定によることが困難である場合における前2項の規定の適用については、第1項第1号中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

#### (標識)

第19条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、国土 交通省令で定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があるこ とを表示する標識を設けなければならない。

#### (案内設備)

- 第20条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。
- 2 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。
- 3 案内所を設ける場合には、前2項の規定は適用しない。

#### (案内設備までの経路)

第21条 道等から前条第2項の規定による設備又は同条第3項の規定による案内所までの経路(不特定かつ 多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。)は、そのうち1以上を、視覚障害者が 円滑に利用できる経路(以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。)にしなければならない。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。

- 2 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。
- 二 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。

#### イ 車路に近接する部分

ロ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(視覚障害者の利用上支障がないものとして国 土交通大臣が定める部分を除く。)

#### (増築等に関する適用範囲)

第22条 建築物の増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。第1号において「増築等」という。)をする場合には、第11条から前条までの規定は、次に掲げる建築物の部分に限り、適用する。

- 一 当該増築等に係る部分
- 二 道等から前号に掲げる部分にある利用居室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 三 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所
- 四 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車いす使用者用便房(前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
- 五 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場
- 六 車いす使用者用駐車施設(前号に掲げる駐車場に設けられるものに限る。)から第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)までの1以上の経路を構成する出入口、 廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

# 16. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)抜粋

#### (特定路外駐車場の設置等の届出)

第7条 法第12条第1項本文の規定による届出は、第1号様式により作成した届出書に次に掲げる図面を添え、これを提出して行うものとする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

- 一 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺 10,000 分の 1 以上の地形図
- 二 次に掲げる次項を表示した縮尺 200 分の1以上の平面図
- イ 特定路外駐車場の区域
- ロ 路外駐車場車いす使用者用駐車施設 (移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 (平成 18 年国土交通省令第 112 号) 第 2 条第 1 項に規定する路外駐車場車いす使用者用駐車施設をいう。次項において同じ。)、路外駐車場移動等円滑化経路 (同令第 3 条第 1 項に規定する路外駐車場移動等円滑化経路をいう。次項において同じ。) その他の主要な施設
- 2 法第12条第1項ただし書の主務省令で定める書面は、第2号様式により作成した届出書及び路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺200分の1以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面をもって足りる。

# 17. 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令 (平成 18 年国土交通省令第 112 号) 抜粋

#### (路外駐車場車いす使用者用駐車施設)

第2条 特定路外駐車場には、車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「路外駐車場車いす使用者用駐車施設」という。)を1以上設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

- 2 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 幅は、350 センチメートル以上とすること。
- 二 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、路外駐車場車いす使用者用駐車施設の表示をする こと。
- 三 次条第1項に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

#### (路外駐車場移動等円滑化経路)

第3条 路外駐車場車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち1以上を、 高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「路外駐車場移動等円滑化経路」という。)にしなければな らない。

- 2 路外駐車場移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 当該路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
- 二 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。
- 三 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、120センチメートル以上とすること。
- ロ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- 四 当該路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げるものであること。
- イ 幅は、段に代わるものにあっては 120 センチメートル以上、段に併設するものにあっては 90 センチメートル以上とすること。
- ロ 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあっては、8分の1を超えないこと。
- ハ 高さが 75 センチメートルを超えるもの(勾配が 20 分の 1 を超えるものに限る。) にあっては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。
- ニ 勾配が 12 分の 1 を超え、又は高さが 16 センチメートルを超え、かつ、勾配が 20 分の 1 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

#### (特殊の装置)

第4条 前2条の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる特定路外駐車場については、国土交通大臣がその装置が前2条の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

# < 様式 >

(用紙A4)

#### 路外駐車場設置(変更)届出書 年 月 日 十和田市長 殿 駐車場管理者の氏名又は名称及び住所 駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。 $\mathcal{O}$ 名 駐 車場の位置 駐車場の区域の面積 平方メートル 駐車場の用に供する 部分の面積 平方メートル (A+B+C+D)建築物である部分 駐車の用に供する 平方メートル 3 一般公共の用に 四輪車(注) 部分の面積(A) 供する部分 専用 (駐車台数 台) 特定自動二輪 平方メートル 車専用 (駐車台数 台) 平方メートル 四輪車及び特 四輪車 規 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 台 小計 平方メートル それ以外の部分 平方メートル 四輪車専用 (駐車台数 台) 特定自動二輪 平方メートル 車専用 (駐車台数 台) ートル 四輪車及び特 四輪車 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 台 小計 平方メートル 模 車路等の面積 (B) 平方メートル 建築物でない部分駐車の用に供する -般公共の用に 四輪車専用 平方メートル 部分の面積 (C) 供する部分 (駐車台数 369 台) 特定自動二輪 平方メートル 車専用 (駐車台数 台) <u>平方メートル</u> 四輪車及び特 四輪車 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 台 小計 平方メートル 平方メートル それ以外の部分 四輪車専用 (駐車台数 台) 特定自動二輪 - トル (駐車台数 車専用 台) 平方メートル 四輪車 四輪車及び特 定自動二輪車 駐車台数 台 併用 特定自動二輪車 駐車台数 小計 平方メートル 車路等の面積 (D) 平方メートル

	駐車の用に供する部分	かの面積の合計	一般公共の用に	m +\ + = H	平方メートル
	(A+C)		供する部分	四輪単専用	(駐車台数 台)
				特定自動二輪	平方メートル (野東ム教 ム)
3				車専用	(駐車台数 台) 平方メートル
				四輪車及び特	四輪車
規				定自動二輪車	駐車台数 台
				併用	特定自動二輪車
				小計	駐車台数台平方メートル
			それ以外の部分		平方メートル
模				,,	(駐車台数 台)
				特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				<b>半</b>	(駐車台数 台) 平方メートル
					四輪車
				定自動二輪車	
				併用	特定自動二輪車 駐車台数 台
					駐車百数 百   平方メートル
4 イ	建築物である部分		1	7 111	
構 —					
造口	建築物でない部分				
イ 5 特					
殍	k b 特殊の装置に係る	認定の番号			
設の		<del>.</del>	<del> </del>		
<b>装</b> 置	技 15条の規定による 置 認定の概要	特殊の装置の名称等			
備一口					
Ţ,					
6 附	付帯業務のための施設				
7 従	É 業 員 概 数				
8 供	共用開始 (予定) 日				
(注)					
道路フ	交通法(昭和35年法律第	3105号) 第2条第1項第	第9号の自動車の	うち、特定自動	二輪車以外のもの。

#### 備考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車の用に供する部分、車路、料金徴収施設、 操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 3の口の a 欄及び b 欄の「駐車の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約 等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3の口のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する 部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を 記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。 
  六 4の口欄においては、車路及び駐車の用に供する部分のみについて記載すること。
- 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載するこ 七
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建 設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイの b 欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載 すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

#### 特定路外駐車場設置(変更)届出書

年 月 日

十和田市長 殿

#### 特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。

/Ш 1/ Ш	0 / (	)								
1	駐	車場	の	名	称					
2	駐	車場	の	位	置					
	イ	駐車場	の区	域の	面積					平方メートル
3 規		駐車場)面積	·の用	に供	する部分	a	駐車の用に供 する部分の面積	一般公共 の用に供 する部分	(駐車台数	平方メートル 台)
模								それ以外 の部分	(駐車台数	平方メートル 台)
						b	車路等の面積			平方メートル
4 必 移 動					使用者用關		施設 台	最大値		
な構造,	イ 特殊の装置の有無 特 ロ 特殊の装置に係る移動 等円滑化のために必要な				の有無					
及び設						a	認定の番号			
備めに						ט	特殊の装置の 名称等			
5	従	業	Į.	概	数					
6	供用	開始	(予	定)	目					

#### 備考

- 特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3のロのa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3のロのb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4の口の a 欄においては、用いる特殊の装置に係る移動円等滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 112 号)第 4 条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4のロのb欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。
- ※ 添付図面等を添えて、正副2 部提出してください。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書きに基づく、路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面

	路	外駐車場車いす使用者用駅	主車施設 台	
必移要な等	路	外駐車場移動等円滑化経路	各の傾斜路の勾配の最	大値
構円造滑	tled-	イ 特殊の装置の有無		
及化のた	特殊	ロ 特殊の装置に係る 移動等円滑化のため	認定の番号	
備めに	が装置	に必要な特定路外駐 車場の構造及び設備 に関する基準を定め	特殊の装置	
		る省令(平成18年国 土交通省令第112号) 第4条の規定による 認定の概要	の名称等	

#### 備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書する
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18年国土交通省令第 112 号)第 4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称 (商品名)、製造者名を記載すること。

十和田市長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

### 路外駐車場管理規程届

このことについて、 駐車場の管理規定を別紙のとおり定めたので、駐車場法第13条第1項の規定に基づき届け出します。

注) 正副2部提出してください(用紙A4)

年 月 日

十和田市長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

### 路外駐車場管理規程一部変更届

このことについて、駐車場の管理規程中、の項を

別紙 年 月 日から<sub>下記</sub>のとおり定めたので、駐車場法第13条第4 項の規定に基づき届け出します。

注) 正副2部提出してください(用紙A4)

### 駐車施設等の概要

	名 称								
建	所 在 地								
築	用途地域				Ë	主要用途			
物	構造規模	地上	階	地下	<u> </u>	階			
	延べ面積				勇	敗地面積			
	名 称				<b>'</b>		•		
	所 在 地								
		地上階、	地下	階(四輔	論車	階、特	<del></del> 宇定自動二	輪車	階)
	m) 1. m/. I		平面式(		台・	-	機械	台・	m²)
	駐車階層 (一般公共部	四輪車	立体式(		台・	$m_{\tilde{z}}^2$		台・	$m^2$ )
	分の内訳)		地下式()平面式()		<u>台・</u> 台・	$ \frac{\text{m}^2}{\text{m}^2} $		台· 台·	$\frac{\text{m}^2)}{\text{m}^2)}$
田子	23 -21 110()	特定自動二輪車	立体式(		日· 台·	m²,		台·	$m^2$
駐		, , _, , , , , , , , , , , , , , , , ,	地下式()		台·	$m^2$		台・	$m^2$ )
					四車	会市		台	m²
		四輪車	一般公	共部分			(	台	$m^2$ )
車		台	(障害者スヘ	゚ース:内数)	特定自動	助二輪車		台	m²
		m²			小	計			m²
	全収容台数	特定自動二輪車			四車			台	m²
TH	駐車面積	台。	月ぎぬ	り部分		助二輪車		台	m²
場		m <sup>2</sup> 合 計			小			1.	m²
		一	7 0 116	o +17 /\	四朝			台	m²
		111	その他	の部分		助二輪車		台	m² m²
	 設 備	無線設備(警	<u> </u> 察 ・ 消防	 i ・ 携帯	<u>小</u> ・ そのff		<u></u> 犯カメラ等	等 ( 有 ·	
	四輪車の区分	1 一般届出駐車場	<u> </u>			3		, 「	<u>-</u>
	出入口	出入口の幅員	m	ı (	m)		 出入口が複		 :記入
	道路名	(国、県、市、私				. , , , , , , , , , , ,		<i></i>	
前	幅員			m ½	歩・車道(	の区別	7	有・1	<b>#</b>
面		1 一方通行に	なって	(いる	· ()	ない	)。		
道	交通規制	2 中央分離	帯は	( あ る	<ul><li>な</li></ul>	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	)。		
路		3 パーキングメー	ーターは	( あ る	<ul><li>な</li></ul>	· V	)。		
	その他	横断歩道・曲がり角	(交差点)	から駐車場)	人口までの	)距離は51	m以上(あ	っる・な	: V)°
前	調査日	年	月	E	1				
面		時間	<b></b>	四輪	車	特定自動	助二輪車	歩~	行 者
前面道路	朝	7 ~ 8	時		台		台		人
の		8 ~ 9	時		台		<u>台</u>		人
通	夕 方	$ \begin{array}{rrr} 17 & \sim & 18 \\ 18 & \sim & 19 \end{array} $	•		台 台		台 台		人 人
の交通量調査	(注) 1 交通量	<u>10 13</u> 量の多い朝、夕の時		L 時間を調査		<u> </u>	Н		
査	2 歩行者については、駐車場への出入口に影響のあるもののみで可。								

十和田市長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

### 路外駐車場休止届

このことについて、下記のとおり休止したので駐車場法第14条の規定 に基づき届け出します。

- 1. 駐車場の名称
- 2. 駐車場の位置
- 3. 休止の理由
- 自
   年
   月
   日

   4. 休 止 期 間
   至
   年
   月
   日
- 5. 休 止 台 数 全部 一部 台
- 注)正副2部提出してください(用紙A4)
- ※ 一部休止の場合は、休止した部分を明示した平面図 (1/200 以上) を添付してください

十和田市長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

### 路外駐車場再開届

このことについて、下記のとおり再開したので駐車場法第14条の規定 に基づき届け出します。

- 1. 駐車場の名称
- 2. 駐車場の位置
- 3. 再開の理由
- 4. 再開年月日 年 月 日
- 5. 再開台数全部一部台
- 注)正副2部提出してください(用紙A4)
- ※ 一部再開の場合は、再開した部分を明示した平面図(1/200 以上)を添付してください

十和田市長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

### 路外駐車場廃止届

このことについて、下記のとおり廃止したので駐車場法第14条の規定 に基づき届け出します。

- 1. 駐車場の名称
- 2. 駐車場の位置
- 3. 廃止の理由
- 4. 廃止年月日
- 注)正副2部提出してください(用紙A4)

#### (国土交通大臣認定に係る申請様式)

年 月 日

国土交通省

東北地方整備局長 殿

(路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所) 印

駐車場法施行令の規定による国土交通大臣認定について(申請)

駐車場法施行令第7条の規定により国土交通大臣の認定を受けたいので、別添のとおり申請します。

添付資料については、別紙申請様式と以下の1)~3)を必須とする (路外駐車場の届出書の添付図面と同じ)。

その他、必要に応じ駐車場の周辺の交通状況等に関する資料を添付するものとする。

- 1) 路外駐車場の位置を表示した縮尺1万分の1以上の地形図
- 2) 次に掲げる事項を表示した縮尺200分の1以上の平面図
  - イ 路外駐車場の区域
  - ロ 路外駐車場の自動車の出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設 (建築物の内部にあるものを除く)
  - ハ 路外駐車場の付近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令第7条第1項に 規定する道路の部分及び橋
- 3) 建築物である路外駐車場にあっては、縮尺200分の1以上の各階平面図並び に2面以上の立面図及び断面図

(※事前協議の場合は、本様式の「申請」を「事前協議」に変更する。)

#### 路外駐車場国土交通大臣認定申請書

年 月 日

国土交通省

東北地方整備局長 殿

(路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

駐車場法施行令第7条の規定により、次のように申請します。

1	駐車場の名称		
2	駐車場の位置		
	イ 区域面積		平方メートル
3 規		建築物である部分	平方メートル (駐車台数 台)
模	ロ 駐車の用に供する部分の面積	建築物でない部分	平方メートル(駐車台数台)
		計	平方メートル (駐車台数 台)
 4 構	建築物である部分		
造	建築物でない部分		
5	供用開始(予定)日		

(※事前協議の場合は、本様式の「申請」を「事前協議」に変更する。)

#### 認定申請書

年 月 日

国土交通省

東北地方整備局長 殿

申請者 住所 氏名

下記の特殊の装置について、駐車場法施行令第15条の規定による認定を受けたいので申請します。

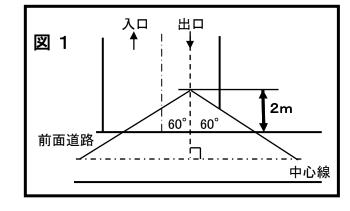
- 1 特殊の装置の分類
- 2 特殊の装置の名称
- 3 特殊の装置の構造
- 4 特殊の装置の対象自動車諸元及び主要寸法並びに最大収容台数
- 5 特殊の装置を駐車の用に供する部分の面積500平方メートル以上の路上の路外駐車場の全て若しくは一部に用いる場所において、特殊の装置を用いることに関連する駐車場法施行令の規定について特例とする事項
- 6 特殊の装置の主構造部とその装置の出入り口を明らかにする図面 (縮尺1/100以上)
- 7 その他参考となる事項

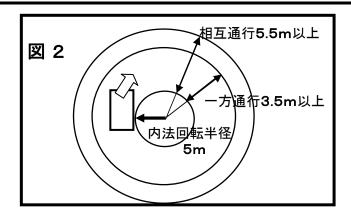
### 路外駐車場の届出図書チェックシート[1]・・・・必ず記入してください。

駐車場の名前	Ī	チェックシート作成者 (お名前、連絡先、法人の方は部署名も記載してください。)				
		電話( 一 一 一				
添付図書	技術的基準	※ 次の各項目の基準を満たしていることを確認して、レ点チェックしてください。				
※ 右の「技術的基準」の各項目 を満たしていることを表示した 図面を添付して、レ点チェック してください。	出入口 (施行令第7条)	道				
<u>必須</u>		□ 安全地帯の範囲から前後10mを超えているか □ バスの停留所、標示柱、標示板から10mを超えているか □ 踏切の側端から前後10mを超えているか				
□ 地形図(案内図) 1/10000以上 		□ 軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂に設けていないか				
口 平面図 1/200以上		□ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む)の昇降口から5mを超えているか □ 幼稚園、小学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、 □ 情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園、児童館の出入口から20mを超えているか				
		□ 橋に設けていないか(国土交通大臣が認めたものを除く) □ 前面道路の幅員が6m以上か ( m)				
		□ 前面道路の縦断勾配が10%以下か( %)				
		前面道路が2以上ある場合、自動車交通に支障を及ぼす恐れの少ない道路に設けているか (歩行者の通行に著しい支障を及ぼす恐れがある時などを除く)				
		駐車スペースが6,000平方メートル以上の場合、出入口を分離し、それらの間隔が10m以上あるか (前面道路に中央分離帯等がある場合を除く)				
		□ 自動車の出入りに伴う回転を容易にするため、必要が、ある場合、1.5m以上の隅切りがあるか				
【自動二輪車専用駐車場】は		田口から2m【1.3m】後退した車路の中心線上1.4mの高さで、道路中心線に直角に向かって左右60度以上見渡せ、歩行者等視認できるか(図1 参照)※ <b>自動二輪車専用駐車場</b> は、【】内の数値とする。				
大型及び普通自動二輪車専用 の路外駐車場又はその部分の ことです。	車路 (施行令第8条)	車路の幅員が相互通行は5.5m【3.5m】以上あるか、一方通行は3.5m【2.25m】以上(駐車料金の徴収施設が□ 設置されており、歩行路の兼用しない箇所については2.75m【1.75m】以上)あるか ※ 自動二輪車専用駐車場は、【】内の数値とする。				

### 路外駐車場の届出図書チェックシート [2]・・・建築物の場合のみ記入してください

駐車場の名前	j	
 添付図書	技術的基準	※ 次の各項目の基準を満たしていることを確認して、レ点チェックしてください。
※ 右の「技術的基準」の各項目	車路·車室 (施行令第8,9条)	□ 駐車場の梁下高さ(配管、標識、照明等も含む有効高さ)が、車路では2.3m以上、車室では2.1m以上あるか (車路 m)(車室 m)
を満たしていることを表示した 図書を添付して、レ点チェック		車路の屈曲部において、5.0m【3.0m】以上の内のり半径を確保しているか(図2 参照) ※ <b>自動二輪車専用駐車場</b> は、【】内の数値とする。
してください。		□ 車路の傾斜部において、縦断勾配が17%以下で、粗面又は滑りにくい材料か( %)
<u>建築物の場合</u>	避難階段 (施行令第10条)	□ 直接地上へ通ずる出口のない階には、建築基準法施行令に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けているか
□ 各階平面図 換気装置、照明装置が 基準を満たしていることを	防火区画 (施行令第11条)	□ 給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合は、耐火構造の壁又は特定防火設備で区画しているか
表示してください。	換気装置 (施行令第12条)	□ 1時間に10回以上直接外気と交換できる換気装置を設けているか、又は、換気に有効な開口部の面積がその階の床面 積の1/10以上あるか
□ 2面以上の断面図 □ その他必要な図面	照明装置 (施行令第13条)	□ 車路の路面10ルックス以上、車室の床面2ルックス以上の照明装置を設けているか
いずれも1/200以上 <b>特殊の装置が有る場合</b>	警報装置 (施行令第14条)	□ 自動車の出入り及び道路交通の安全確保のために必要な警報装置を設けているか
□ 大臣認定書	特殊の装置 (施行令第15条)	□ 特殊の装置を用いる場合、大臣の認定があるか





### 特定路外駐車場の届出について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第11条及び12条、省令第2条から第4条関係

特定路外駐車場※を設置するときは、車いす使用者用駐車施設を1以上設けるなど、路外駐車場に関するバリアフリー化基準(路外駐車場移動等円滑化基準)に適合させ、あらかじめ、その旨を届け出る必要があります。

なお、駐車場法第12条の規定による届出をするときは、省令で定める書面(第2号様式)を添付して届け出てください。

#### 特定路外駐車場の届出チェックシート

駐車場	2夕		チェックシート作成者(氏名、連絡先、法人の方は部署名も記載してください)						
	71		プェググラード						
			(電話 ー ー )						
路外駐車場移動等円滑	化基準	次の各項	目の基準を満たしていることを確認し、□にレ点チェックをしてください。						
車いす使用者用駐車施設		箇所)	幅350cm以上の車いす使用者用駐車施設を一以上設けているか						
(省令2条)			車いす使用者用駐車施設の表示をしているか						
			車いす使用者用駐車施設から道又は公園、広場その他の空地までの経路で、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(「移動等円滑化経路」)について、経路の長さができるだけ短くなる位置に設けているか						
移動等円滑化経路		箇所)	移動等円滑化経路を一以上設けているか						
(省令3条)	□(段 無・	有 )	移動等円滑化経路上に段を設けていないか(傾斜路を併設する場合を除く)						
		cm)	出入口の幅は、80cm以上あるか						
		cm)	通路について、幅は120cm以上、50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設けているか						
		cm)	段に代わる傾斜路の幅は120cm以上、段に併設する傾斜路の幅は90cmあるか						
		以下)	段に代わり、又はこれに併設する傾斜路の勾配は、1/12以下となっているか (ただし、高さが16cm以下の場合は、1/8以下)						
		cm)	段に代わり、又はこれに併設する傾斜路の高さが75cm超える場合(勾配が1/20以下の場合を除く)、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けているか						
	口(勾配 高さ		段に代わり、又はこれに併設する傾斜路の勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が 1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けているか						
特殊の装置(省令4条)			特殊の装置を用いる場合、国土交通大臣の認定があるか						

<sup>※</sup> 特定路外駐車場とは、駐車場法第2条第二号に規定する路外駐車場であって、自動車の駐車の用に供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するものをいう(なお、道路法第2条第2項第六号に規定する自動車駐車場、都市公園法第2条第2項に規定する公園施設、建築物又は建築物特定施設であるものを除く)。

### 駐車場法に基づく管理規程チェックリスト

条文	管理規程に定めなければならない事項	適・否	備考
法 13 条 2 項 1 号	路外駐車場の名称		
法 13 条 2 項 2 号	路外駐車場管理者の氏名及び住所 法人の場合は、その名称及び所在地、代表者の氏名及 び住所		
法 13条 2項 3 号 省令 3条 1 号	供用時間に関する事項 休業日、1日における供用時間の開始・終了時刻を定 める		
法 13 条 2 項 4 号 省令 3 条 2 号 政令 1 6 条	<ul> <li>駐車料金に関する事項</li> <li>・駐車料金の額は確定額を持って定める</li> <li>・駐車料金の額の基準は次のとおり</li> <li>① 能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含む額をこえないこと。</li> <li>② 自動車を駐車させる者に対し不当な差別的取扱となる額でないこと。</li> <li>③ 自動車を駐車させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのない額であること。</li> </ul>		
法 13 条 2 項 5 号 省令 3 条 3 号	路外駐車場の供用契約に関する事項 駐車する自動車の滅失・損傷についての損害賠償に関 する事項を含むものとする		
法 13 条 2 項 6 号 省令 4 条 1 項 1 号	構造上、駐車できない自動車		
法 13 条 2 項 6 号 省 令 4 条 1 項 2 号	付帯して行う業務の概要 燃料の販売、自動車の修理その他		

条文	その他対応すべき事項	適・否	備考
	駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に、		
	供用時間、駐車料金の額を明示しなければならな		
	٧٠°		

### (参考) 届出対象駐車場の管理者の法廷責務

- 管理規程に定めた供用時間内においては、正当な理由のない限り、供用を拒んではならない[法 15 条 1 項]
- 管理規程に従って業務を運営しなければならない。[法15条2項]
- 建築基準法弟8条\*1の規程によるほか、構造及び設備を政令で定める技術的基準に適合するよう維持しなければならない。[法15条2項]
- 駐車する自動車の保管に関し、善良な管理者の注意を怠らなかったことを証明する場合を除いては、その自動車の滅失又は損傷について損害賠償の責任を免れることはできない。[法 16 条]

#### ※ 1建築基準法8条1項

建築物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に 維持するように努めなければならない。

## 十 和 田 市

# 「路外駐車場(変更)の届出」の手引き 平成27年1月

平成27年1月5日 改訂版発行

令和2年4月1日 一部修正

編 集:青森県十和田市 建設部 都市整備建築課 都市政策・空き家対策係

電 話:(0176)51-6735

FAX: (0176) 22-9599

E-mail: toshiken@city.towada.lg.jp

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町 6番 1号